

- 1 会 議 名 決算特別委員会（第3日）
- 2 開催日時 令和8年9月17日（木） 午前10時00分～午後4時40分
- 3 会 場 高浜市議場
- 4 出席者 1番 橋本 友樹、 2番 荒川 義孝、 5番 野々山 啓、
8番 岡田 公作、 9番 長谷川広昌、 10番 北川 広人、
11番 鈴木 勝彦、 12番 柴口 征寛、 13番 倉田 利奈、
14番 黒川 美克
オブザーバー
議長（3番）神谷 直子
- 5 欠席者 7番 福岡 里香
- 6 傍聴者 一般2名
- 7 説明のため出席した者 別紙のとおり
- 8 職務のため出席した者 議会事務局長 書記2名
- 9 付託案件
認定第1号 令和7年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号 令和7年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号 令和7年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号 令和7年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号 令和7年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号 令和7年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第7号 令和7年度高浜市水道事業会計決算認定について

認定第8号 令和7年度高浜市下水道事業会計決算認定について

(令和8年9月17日)

別 紙

7 説明のために出席した者

市長 杉浦 康憲	副市長 深谷 直弘	教育長 村越 茂樹
企画部長	野口 恒夫	
総合政策G L	原田 優	
秘書人事G L	京極 昌彦	
D X推進G L	榊原 雅彦	
総務部長	杉浦 崇臣	
行政G L	神谷 直子	財務G L 平川 亮二
市民部長	岡島 正明	
市民窓口G L	東 文彦	
経済環境G L	都築 真哉	
税務G L	西口 尚志	
福祉部長	竹内 正夫	
地域福祉兼共生推進G L	岩崎 和也	地域福祉G主幹 角谷 権
介護障がいG L	藤 克幸	
福祉まるごと相談G L	野口 真樹	福祉まるごと相談G副主幹 山本 静江
健康推進G L	中川 幸紀	健康推進G副主幹 東 智美
こども未来部長	鈴木 明美	
こども育成G L	板倉 宏幸	
文化スポーツG L	久世 直子	文化スポーツG副主幹 日吉 康浩
都市政策部長	磯村 順司	
土木G L	村松 靖宣	都市計画G L 島口 靖
防災防犯G L	亀井 勝彦	
上下水道G L	神谷 英司	
上下水道G副主幹	大村 智康	上下水道G副主幹 高橋 貴博
学校経営G L	清水 健	学校経営G主幹 岩間 基訓

会計管理者	山下 浩二
監査委員事務局長	東條 光穂

10 会議経過

委員長挨拶

委員長 本日、委員会の傍聴の申し出がありましたので、高浜市議会委員会条例第 19 条第 1 項の規定により傍聴を許可いたしましたので、御了承願います。

ただいまの出席委員は多数であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより会議を開きます。

最初に、議員の皆様及び当局の皆様をお願い申し上げます。

議会運営委員会において、決算特別委員会の日程は 3 日間と決定され、9 月定例会初日に議員の皆さんの承認を得ております。3 日間で終わらなければ、議員の皆様だけではなく、当局の今後のスケジュールに影響が出てまいります。

現在、一般会計の 3 款途中までしか終わっておりません。委員の皆様におかれましては、円滑なる委員会の運営のため、これからの質疑に関しては、御自身が優先して確認すべきと考える重要事項を中心に質問いただき、軽微な内容の確認や数字のみの確認等の簡易な質疑に固執することなく、また全ての委員が均等に質疑できますよう、お願い申し上げます。

昨日も申し上げましたが、発言は議案の範囲を超えないよう、簡潔明瞭をお願いいたします。

質疑に当たっては、主要施策成果説明書、または決算書等のページ数及び款、項、目、節等を示し、御発言いただきますようお願いいたします。

それでは、当局より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

答（監査委員事務局） 土地開発公社の決算についてですが、決算審査については、法に基づき審査に付された案件を審査しているため、土地開発公社については今回の決算に含まれておりません。

委員長 それでは、本日、認定第 1 号、一般会計の 3 款民生費の続きから逐次審査をいただきます。

3 款 民生費（第 2 日目からの続き）

委員長 質疑を許可いたします。

問（13） 143 ページの学習支援事業なんですけど、こちらについて1人当たり幾らかかっているかということと、その評価についてまず教えてください。

それから、145 ページの認知症早期発見事業、こちらについての効果についても併せてお知らせください。

それから、3 款 1 項 11 目子ども医療事業に移ります。

147 ページの高校生世代の入院分なんですけど、高校生世代については小中学生たちが償還でお支払いするという形になっているかと思います。そうなってくると、どのように周知をされているのか。それから、どの程度、償還で給付されてるのかについてお聞かせください。

答（地域福祉） 143 ページの下段、学習等支援事業における1人当たりの金額は幾らかという御質問でございますが、こちら実人数は持ち合わせておりませんので、延べ人数でのお答えになってしまって恐縮でございますが、1人当たり1万6,629円となっております。

こちらに対する評価がどうかというところでございますが、金額とか人数で推しはかるものではないというふうには考えておりますが、昨日の答弁でも申し上げましたが、小学生、ステップ・ジュニアの部分の利用決定者数が少なかったというところが、我々としても課題としては捉えておりますので、こちら必要な方に必要なサービスを受けていただけるように今後も取り組んでまいりたいというふうに思っております。

答（市民窓口） 主要成果 147 ページの子ども医療の高校生世代の入院分についてでございます。

まず、周知の方法についてでございます。周知の方法についてですが、市のホームページのほうをまず準備をいたしましたというのと、制度開始時、令和7年3月の広報に掲載させていただいたのと、また、LINEのほうでも投稿させていただきました。

また、広報でございますが、令和7年7月と令和8年3月に掲載のほうさせていただいております。

また、2点目の給付の状況でございますが、令和7年度の分につきましてはこちら主要成果の支給額38万3,442円という形になってございます。

答（健康推進 副主幹） 主要成果 145 ページ、認知症早期発見事業の効果についての御質問をいただきました。

こちらは、高浜市が国立長寿医療研究センターに認知症予防体制構築事業を委託しているものです。国立長寿医療研究センターと共同で行う本事業の目的は、認知症を予防するために効果的な取組を研究し、市民の皆様に取り組んでいただきやすい認知症予防体制を御提案することとさ

れています。

これまで、市民の皆様には様々な健診、研究事業に御参加いただき、認知症予防効果についての知見を集積してまいりました。

こちらの効果といたしましては、今回、令和7年度、「脳とからだの健康チェック」を10年ぶりに行うことで、10年前の結果と生活変化などを合わせて分析することができ、認知症予防に効果のある生活習慣や認知機能を高く保っている方の特徴などが分かるのではないかと期待しております。

また、研究結果だけではなく、この事業が市民の皆様にご提供できるメリットといたしまして、研究に参加することで健康づくり活動ができていることですか、こういった大規模の健診に御参加いただけているということも一つの効果と思っております。

問（13） 学習支援事業なんですけど、今の御答弁だと分かりにくいところが、結局、1人が1回参加すると1万円以上かかってるっていう計算っていうことでよろしかったでしょうかね。もしこれ間違ってる場合だけ、御答弁いただければ結構です。

それから、長寿医療センターのほうから、今の御答弁でいうと、何か研究結果が出てないってことでよかったのかなっていうところと、高校生世代の入院分につきましては、結局これ償還なもんだから、いわゆる給付があるのを知らなかったり、忘れちゃったりとかいろんな方がいて、それについてはどれぐらい、本来100パーだったら幾らなんだけど、今回この38万3,000円っていうその分母の部分については、これは分からないってことなんですかね。調査のしようがないってことなのかどうなのか、そのあたり。結局、何%ぐらいに給付できてるのかなっていうところが私は償還制度っていうところで気になっているので教えていただきたいと思います。

それから、あわせて、150ページの民生費、社会福祉費の後期高齢者健康診査事業。これ委託が、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき実施する健康診査が、これが刈谷医師会のほうに受託でなってるんですけど、この理由についてお聞かせください。

答（地域福祉） 学習支援事業における1人当たりの単価が1万円、1人1万円以上かというふうな御指摘でございますが、委員お見込みのとおりでございます。

答（健康推進 副主幹） 令和7年度に行いました「脳とからだの健康チェック」の結果がまだ出ていないのかという御質問に対しましては、現在行っていますこの健康チェック自体が令和8年度で終了することから、今後、こちらの実績に基づいた認知症予防体制構築に着手していきたいと思っております。

答（市民窓口） 子ども医療の分母のところでございます。

そちらにつきましては、結論的には把握ができないというところにはなるんですけど、結局、その高浜市国保であれば保険者ですので、レセプトとかそれは分かると思うんですけども、子どもさんいろんな健保さんとか、いろんな保険者さんに御加入されてるので、ちょっとその全体は把握できないというところになります。

2点目、150 ページの後期高齢者の健診のところでございますが、刈谷医師会さんに委託という形になりますけども、こちら健康推進グループの、ここで書かれてるのは後期ですけれども、後期も国保も、また一般条件もセットで一本で契約のほう受託しているという形になります。

問（13） 154 ページのまぜこぜの居場所に移ります。

まぜこぜの居場所で、結局「むすびえ」さんに 500 万円、委託料払ってるんですけど、これを見ると、運営支援に関する事業、下の実態調査業務、これはアンケートなのかなと思うんですけど、実際どの方法が使われたのかなっていうところで、この運営支援に関する業務というのがちょっと見えてこないもので、どのようなことをされてきたのかについて、まず教えていただきたいと思います。

それから、158 ページの地域介護予防活動支援事業の「いっぷく」の運営業務委託なんですけど、これ利用条件についてお聞かせください。

それから、159 ページのものづくり工房の管理運営事業につきましてはこれ、一般利用者の延べ人数は書いてるんですけど、結局、開催日数とか、1 回当たりの利用者数っていうのが書いてないもんですから、これ実態がよく分かりづらいと思いますので、そのあたりを教えていただきたいのと、あと市外の利用者数ですね、併せてお聞かせください。

それから、その下のくりっくも同じように、開催日数とか市外の利用者数、それから 1 日当たりの利用者数、こちらが書いてないので併せてお聞かせください。

答（共生推進） 主要施策成果説明書の 154 ページのまぜこぜの居場所づくり実態調査等支援業務委託の中の運営支援に関することについて、お答えをさせていただきます。

具体的には、受託委託事業者でございます「むすびえ」さんのほうに現地のほうを訪問していただきまして、居場所の担い手の方々と意見交換をさせていただきまして、居場所における運営の課題ですとか、思い、そういったことを共有をしていただき、むすびえさんのほうから具体的に運営に資するアドバイスや助言をしていただいたというところでございます。

また、それと合わせて様々な居場所の取組に関する意見交換をさせていただいたというところ

が内容でございます。

答（健康推進） 主要成果 158 ページの地域介護予防活動支援事業におきまして、宅老所の利用条件についての御質問からお答えさせていただきます。

利用条件につきましては、条例、規則等にもその定めがございますが、宅老所を利用するには事前に登録する必要があります。利用登録者は主に 65 歳以上で、見守りの必要がある市内にお住まいの高齢者となります。登録を決定する前には、利用者とその家族、ケアマネージャーと協議の上、決定をさせていただいております。

続きまして、159 ページの介護予防拠点施設のあかおにどんとくりっくにつきましては、まず延べ人数等につきましてはなんですが、まず開所日数のほうは週 3 回開所しておりまして、火曜日は 13 時から 16 時、土日が 10 時から 16 時で、年間が 146 日となっております。事業費のほうで割り返すと、1 日あたりは 9,290 円となっております。

続いて、くりっくのほうにつきましても同様に週 3 日で、水曜日は 13 時から 16 時で、土日が 10 時から 16 時、年間では 144 日間の開館となっておりますので、1 日あたり 7,343 円となっております。

あと、市外の利用者につきましてはですが、毎月の報告書のほうでは、市外の利用者数のほうが載っていませんので、ちょっと現時点では不明でございます。

問（13） まぜこぜのほうなんですけど、アンケート方法がどのように取られたのかっていうのがよく分からなかったのと、あと実績について、結局いくつのまぜこぜの事業者に何回ぐらいそういうアプローチをされたのかっていうのがよく分からないので、そこはちょっと数字で示していただきたいなっていうところと、いっぶくの件なんですけど、見守りが必要だっていうことで、私が地域を見ると、見守り必要な方すごくいっぱいいて、例えば保育園みたいに点数で、本当に必要な方、点数の高い方から入るとか、そういうことはされてないのかなと思うんですけど、そのあたりのいわゆる必要な方の平等性とかそういうものについてどのようにお考えで、どのように運用されているのか、教えてください。

それから、決算書の東海会館と福祉作業所の件についてお伺いしたいと思います。行政財産のところですね。ページ数でいくと 312 ページです。

東海会館、ここで聞くべきであるのかどうかもちょっとよく分からないので、東海会館につきましては、これ 312、313 ページなんですけど、いわゆるこれと土地をお借りしてるのかなと思うんですよね。

なので、この土地のお借りしてる金額、それから、それについての算定根拠についてお聞かせいただきたいのと、もう一つがこの旧福祉作業所、これ行政財産になってるんですけど、現在の利用状況についてお聞かせください。

委員長 当局に申し上げます。

東海会館、決算で数字が動いてみえるかどうか、そのあたり確認をして、関係なければ御答弁いただかなくても結構です。

答（健康推進） いっぱくの利用の件についてお答えをさせていただきます。

宅老所の利用のほうのお問合せがあった場合につきましては、待機者名簿のほうにまず掲載をさせていただいて名簿順に連絡を取らせていただいておりますが、それ以外に、普段からケアマネージャーとの協議の中から利用の必要性のについて相談、協議をさせていただく中から優先度が高い方については、個別で御案内をさせていただいております。

答（こども育成） 東海会館ですが、その上にあります児童センターのほうに東海児童センターとして上がっておりますので、特に借りてるところはございません。

答（共生推進） まぜこぜの居場所づくりのアンケート、居場所の伴走支援、運営支援に関して何回かということですが、5か所で計5回、それぞれ1回ずつで5回でございます。各箇所、1回ずつで5回となっております。

あわせまして、アンケート調査の具体的な方法でございますが、無作為抽出をいたしました市内在住の10から29歳の子供や若者に対して、アンケート調査を郵送いたしました。その後、御本人、子供、若者の方からインターネットを通じて回答をいただいたものでございます。

答（地域福祉） 福祉作業所のことでございますが、利用実績なく、決算額ゼロ円となっております。

問（13） 福祉作業所が何でこれ行政財産になっているのかっていうのがちょっと分からないので、行政財産であれば市民の皆さんが利用できると思うので、それが今の話だと全く利用できてないのかなっていうところと、その理由をお聞かせいただきたいのと、今のアンケートといわゆる直接的な支援業務っていうのは多分これは市の積算をされてると思うので、これ市の積算そのままがこれ500万円になってるのかなと思うんですけど、それぞれこれ幾らになっているのか、決算額を教えてください。

答（地域福祉） 福祉作業所についてですが、なぜ行政財産かというんですが、持ち合わせておりませんし、把握しておりませんので、また別の機会にお答えをさせていただければというふう

に思います。

答（共生推進） 500 万の根拠でございますが、こちらについては業者見積りを金額とさせていただいておりまして、決算額も 500 万円と見積額も 500 万円でございます。

問（13） じゃあ、市の積算はつくられていないということではなかったのかな。もしこれが違ってるのであれば、またお聞かせいただきたいと思います。

それから、保育園のほうに移りたいと思うんですけど、共産党さんが求めた資料のほうで、保育園の人件費割合っていうのが出てるんですけど、資料 13 ですね。資料 13 のほうについてお伺いしたいんですけど、これ吉浜保育園は総支出額から人件費支出額により、人件費割合を出されていて、しかし、これ私立保育園は人件費の総収入額から人件費支出額により、人件費を割り出してるんですけど、まずこの理由を教えてくださいのと、それから、よしいけ保育園については人件費の割合が 50%切っていて、49.9%になっています。この理由についてお聞かせいただきたいのと、吉浜保育園、こちらについても 55.28%、その理由についても併せてお聞かせください。

答（こども育成） 理由といたしましては、よしいけ保育園と吉浜保育園につきましては同じ法人の知多学園が経営をしております、そちらの人件費の形態が影響してるのかなということは推察されます。

あと、総事業費の収入総額と人件費支出額の割合で人件費割合を割り出しているっていうものにつきましては、いわゆる事業費における人件費の割合という形の中で割合を算出しているものでございます。

問（13） これがちょっとよく分かんないんですよ。この吉北は総支出額ってなっていて、私立のほうは事業費収入総額。これはもう変わらないっていう考えでいいんですかね。ちょっとそれが文言が違ってるもんですから、何かそこがどう違うのかなっていうのがよく分からなかったのと、あと、知多学園については人件費の形態っていうのが、何か特別にあるのかどうかっていうのがよく分からないのと、あと、保育園の運営については人件費が大部分を占めることはこれ通常ではないかと考えるんですけど、市として人件費にかかる割合についてはどのように考えているのかっていうところと、あと、公立、私立、今どこも人員不足、特に保育士の人員不足言われておりますので、これ人員配置が基準に達しているのかどうか、教えてください。

答（こども育成） 事業費の収入総額と総支出額の違いでございます。

事業費の収入総額につきましては、保育園とこども園によって、いわゆる事業費の中から保育

料を引いた形のものを例えば扶助費として払うようなこども園もあれば、いわゆる委託、保育料は市のほうの歳入をしながら、委託料を市のほうが事業費として払うというような仕組みがありますので、あくまで事業収入総額としてこちらは記載をさせていただいているという形になります。

総支出額、保育料、高浜市は吉北のほうは受けておりますけれども、あくまでその吉北に使った事業費、支出額としてこちらは計上させていただいているものでございます。

あと、民間の人件費についてどう考えているかにつきましては、やはりそれは民間のいわゆる経営の方法等に大きく依存するものでございまして、市のほうから、例えば給与を高くしろとか、そのような勧告っていうものはなかなか難しいものでありますので、それは法人の考え方によって変わってくるのではないかというふうに考えております。

ただ、そういうふうにそれを踏まえて保育士不足の中で民間がどのように保育所を確保していくかっていうのは、やはりその民間の考えの中でのアプローチの中で確保していくものでございまして、市としましては、いわゆる公定価格を算定する中で、いわゆる常勤の換算に基づく人の割り当てというものが、いわゆる配置基準に満たされているのかどうか。また、いわゆる加配として民間園のほうに見ていただく障害児の手当として、きちんとそのあたりが手当されているのかどうか。また、それを踏まえた上で、保育士は適度に休憩が取れているのかどうかというものにつきましては、園訪問をする際に、こちらの事務局としましても、民間園のほうに確認をした上で、適切な対応はされているかどうかというものについて確認をさせていただきます。

問（13） 人員配置が、これ全ての園においてやはりこれ基準に達してるかっていうチェックはされてると思うので、その御答弁がなかったのと、今職員の休憩時間の話がありました。近隣自治体においてはやはり休憩対応の保育士を、フリーとか主任とか園長以外に雇用してるっていう今体制が取られてるんですけど、そういった体制について教えていただきたいと思います。

それから、たかはまこども園の整備事業についてお伺いしたいんですけど、これたかはまこども園整備事業による駐車場が整備されたんですけど、再度、この駐車場を整備した目的についてお聞きしたいのと、日常の保護者の送り迎えでの利用実績を教えてください。

答（こども育成） 職員、保育士のいわゆる働きやすい環境等につきまして、配置等について確認しているかでございます。いわゆる公定価格に基づいて各園の配置基準を満たしているのかかっていうものも確認した中で、公定価格を算定して事業に必要な費用というものを、いわゆる委託料や扶助料としてお支払いをしている中で、各園全体としてその配置がきちんとされている

のかどうか。また、いわゆる加算対象となるような保育士がいるのであれば、それは加算をした上で公定価格等の支払いを算定をして委託料、扶助料として払っていますので、例えば配置基準を満たしていないような条件になっているのかどうかということについては、きちんと把握しながら確認をして、きちんと配置されているというものを確認した上で、お支払いのほうをさせていただいております。

また、たかはまこども園の整備事業、駐車場の関係だと思えますけれども、こちら再度やった理由というのは、いわゆる補正をした理由でございますかね。

そもそもの目的としましては、いわゆる送迎において、いわゆる保育士及び送迎車、保護者のいわゆる駐車場が不足する。特に雨の日にあそこの出入口が渋滞をするというようなところの中で、なるべくその渋滞を緩和するような意味でもあそこの駐車場を確保した上で、スムーズに出入りができるように整備をしているものでございます。

あわせまして、出入口の入口が 7.2 メートルであったところを 10 メートルに広げることで、出入りをしやすくする上で、運転手の視認性を高めて雨の日の児童の行き来に対して支障を、危険を減らすってというような趣旨で今回やってございます。

答（共生推進） 保育園の前に御質問いただいております、500 万の委託についての設計があったかどうかということでございますが、業者見積りによる積算をしております設計をしているものではございません。

問（13） 答弁漏れです。

お昼の休憩時間についての答弁が、それ専用の保育士が多分今いないんじゃないかと思うんですけど、それについてと、あと、こども園の整備事業、その広げたのはいいんですけど、その駐車場、たしか以前は、いわゆる保護者の送り迎えとあとは業者等をその園に用事があった方の駐車場って聞いているんですけど、その目的に変わりはないのかっていうところと、保護者の送り迎えでの利用実績については今お答えがなかったので教えてください。

答（こども育成） まず、昼の休憩が職員が取れているかでございます。

把握しているところでは、民間園ではなく、例えば公立の保育園等で把握している範囲では、昼の休憩はきちんと取れております。

また、駐車場、たかはまこども園の整備の目的としては、保護者の送り迎えを目的として取得したってところがございます。こちらについては変わりなく、朝と晩、夕の組み合わせるあたりにおいて、保護者が利用する利便性を高めるという意味で購入をしてございます。

ただ、昼と晩以外の空いてる時間を使用させないのかというものではないので、そのあたりについての例えば施設間の行き来等で職員が利用するということについては妨げるものではないと考えております。

副委員長 委員長が冒頭でおっしゃった、各議員ポイントを絞って質疑をしてくださいという要望があったんですけども、それが今、聞いていて少しなされてないのかっていうのと、予算のときに事業内容というのは我々理解して議決をしてると思うんです。

それを決算で、またあえて同じことを、時間が今限られているって話があるので、同じような事業の内容をまた聞くのはちょっとどうなのかなっていう思いがありまして、その辺ちょっと考えて議事運営をしていただきたいと思います。

委員長 ありがとうございます。

冒頭で申し上げたこと、昨日から逐次申し上げております。

また、予算で事業内容についても説明いただいているにもかかわらず、今回聞いていることについても注意を申し上げました。聞く耳は持っていただけないということで、議員の資質の問題だと思いますので、よろしくお願いいたします。

問（13） 私、あえて今回なぜ聞いたかっていうと、ずっと朝から晩までとまっている車が一時期ずっとあったんですよね。それを子ども育成のリーダーに指摘したら、その後なくなったんですよね。だから私はあえて聞いてるんです。その状況、7年度…

委員長 質疑を行ってください。

問（13） どうだったのかを聞いているので、お願いします。

では、166 ページにまいります。

吉浜北部保育園の給食調理業務についてお伺いします。これについても市の積算をしているのかどうかについてお聞かせください。

それから、決算書の 312 ページの、先ほども言ってるぽんぽんマムの件なんですけど、これいわゆる吉浜幼稚園の土地っていうことで、これは土地のところは記載がないということで借りていないっていうことになるんでしょうか、先ほどからの答弁でいくと。

これ本当に分かりづらいんですよね。ゼロ、ゼロ、ゼロになってると、やはりこれ足りてるのかなと思うんですけど、まずそこも確認、同時にしたいと思います。

委員長 7年度予算をしっかりと計上して、決算を行った部分についてのみお答えください。

答（こども育成） 吉浜北部保育園の調理業務の積算をしているかにつきましては、総合サービ

スの見積りを基に積算をして、予定価格を設定しているという形になります。

また、ぼんぼんママにつきましては、幼稚園の面積に含まれているものでございます。

問（13） 176 ページの児童センター事業に移ります。

こちらが維持管理業務委託、いわゆる P F I 事業のこれは別枠で維持管理をやっていると思うんですけど、小学校のほうが令和 8 年度からすごく見直しをかけていただいて、これまで 3,000 万以上、ちょっと私は無駄なお金を使ってきたのかなと思うんですけど、これについては全く契約内容とか変わらないっていいのかっていいことと、結局、ほかの児童センターについては、こうしたいいわゆる通常の清掃については職員がやっていると思うんですね。こちらについてもそうかもしれないんですけど、ほかのいわゆる児童センターとのこの清掃の違いについてまずお聞かせいただきたいと思います。

答（こども育成） P F I 事業、見直しをしていないかにつきましては、逐次、見直しが必要のところについては見直しをしております。一つの例としましては、修繕が年度ごとで変わる中で、令和 7 年度に必要な修繕があれば、全体の委託料の中でほかの施設と合わせて調整をしているなどを行ってございます。

また、委託料の中の清掃委託料につきましては、いわゆる翼、東海等で行う清掃は別で計上させていただいている中で、児童クラブにおいても同様に清掃業務というのを行いながら、いわゆるカーペットが敷かれているような施設につきましては、別に定期清掃等を実施しているものでございます。

問（13） 今、カーペットの話が出たんですけど、高取の南部の児童クラブについてはカーペットが敷かれてるんですけど、ちょっとどこに入ってるのかよく分からない、この次のページの（3）のところなのかどうかっていうのはちょっとよく分からなくて、あわせて、この（3）のところ、どこを委託されているのかお聞きしたいなと思ってましたので、一緒にお答えいただきたいのと、あと、先ほどの 176 ページの下の補助金、高浜市児童センター母親クラブ、これの実績についても併せてお答えください。

答（こども育成） まず、母親クラブにつきまして御説明させていただきます。

こちらは子供の健全育成を支える地域組織活動、ボランティアを活動とする団体で、市内 4 つの児童センターで活動する母親に対して、保護者が組織した母親クラブに対しての補助金でございます。

主な活動としては、子育ての情報交換や誕生会や季節のイベントのほか、交通安全の街頭指導

とか人形劇の観劇とかを行い、地域貢献等をしているものがございます。

あと、高取の児童クラブ清掃業務委託として、令和7年度、13万900円の清掃委託を行っておりまして、高取北と南クラブのいわゆるプロの事業者に基づく定期清掃で、定期的に行っているものがございます。

場所が、こちら相手がちょっと今手元に資料がないので、また後ほどお答えさせていただきます。

問（13） 今のお話でいくと、結局、177ページの清掃業務委託は別契約なのかなと思うので、その内容についてちょっとよく分からないので教えていただきたいのと、あと児童クラブのこの業務委託料。これ人数とかで見ると、やはりシルバーさん非常に安くなってて、ほかのところはそれなりなのかなっていうところで、これ結局、多分精算されてると思うんですね、委託料を。多分、日数が減ったとかいろんな増えた日もあるかと思いますし、時間とかそういったところでどのような精算をされたのかっていうところと、基本的なところについては、これ人数からすると非常に、東海、翼、高取南でいくと、ざっと考えると、すごいここだけすごく安いかなと思うちゃうんですけど、そのあたりはどのように精算されているのかについて教えていただきたいのと、あと、178ページの子育て推進事業の子育て・家族支援者養成講座開催事業。こちら403万5,350円。子育て支援研修が6日間で受講者が8人、現任研修が9日間で受講者数が28人。これが多分延べじゃなくて1回の平均なのか、ちょっと受講者数がよく分からないのと、あとこの日にちを見ても講師の先生がすごく有名だからなのか何だか分かんないんですけど、ちょっと400万っていうのはあまりにも高額だなと思ってるので、この理由についてお聞かせいただきたいのと、あと179ページの病後児保育、病児保育はやってないんですよ。高浜、病後児保育しかなくて、結局これがずっとゼロが続いていて、はっきり言って前から私が使いにくいって話をずっとしてるんですけど、これについてどのように評価されているのか、教えていただきたいと思います。

それから、181ページのこども家庭センター事業について、利用者数が減った理由。どのように評価しているか、教えてください。

答（こども育成） 児童クラブの業務委託でございます。

東海、翼、高取南、高取北、ひこうきぐも、吉浜、高浜の委託料の額の違いでございますが、あくまでシルバーが実施している児童クラブの業務委託というものは、あくまで直営で行っている東海児童クラブ、翼児童クラブ、高取南クラブのいわゆる補助的な位置づけでありまして、主

率として行っているものではないという中で、高取北、ひこうきぐも、吉浜、高浜につきましては、いわゆるその団体がそれぞれ児童クラブを運営していますので、それにより価格の差が大きく差が出るというふうになります。

また、177 ページの（３）の清掃業務、シルバー人材センターが行っている清掃業務がどういうものかでございます。

こちら、翼児童センターと東海児童センターにある児童クラブで使用する部屋の日常清掃をシルバー人材センターに委託したものでございます。

次に、子育て推進事業の 178 ページの子育て・家族支援者養成講座が金額が高いので、どういうものを行っているのかでございます。

こちら具体的な研修内容としましては、いわゆる障害の知識や、子供の障害とか特別に配慮を要する子供への対応の仕方とか、また、虐待問題、保育記録の必要性、また、制度関連で高浜市の子育て支援制度についての説明や地域型保育の保育内容、多岐にわたる子育て支援施策の動向等の説明。また、病気の知識、新生児期から幼児期の病気はどのようなものがあるのかとか、保育者の倫理、いわゆる保育者の職業倫理、また、栄養学として小児栄養や地域での食育活動や保育実習、保育園や小規模保育、家庭的保育等での保育実習や、いわゆる緊急対応講座としての心肺蘇生法など、幅広い内容について講座を実施してございます。

主な講師として２名挙げておりますが、その他いろいろな専門的な講師を呼びながら、より実践的、より理論的な深掘りした講座を行っておりますので、金額的に特別に高いというものではないというふうに認識してございます。

現任研修というふうに位置づけまして、いわゆる保育士が再度、このあたりの理論的な内容または実践的な内容について改めて把握するっていう、認識するっていうような機会の提供にも寄与しているものでございまして、受容性が高いものと考えてございます。

次に、病後児保育、179 ページでございます。

こちら毎回ゼロ人で、全然使われてないんじゃないかっていうような御指摘でございますが、実際に利用したいという保護者さんからの問合せというものは、あるときとないときがありまして、あるとき、令和５年とかになりますと、同じ方で４回とか、また、今年もたしか利用していることがございます。

こちらは子ども・子育て支援法に基づく事業の一つでございますので、適切に対応していきたいというふうに考えてございます。

答（健康推進） 主要成果 181 ページで、こども家庭センター事業で相談、訪問件数がいずれも減少していることについての評価を含めてという御質問でしたが、相談回数等が多いことがそのままよい支援であったとは限らない。初回の相談で課題を整理して必要な支援、機関につなげることで、継続相談が不要になる場合、ケースもございます。

園や学校への訪問につきましては、相談内容や子供の状況を踏まえ、訪問による支援が必要なケースを見極めながら、必要な支援に重点化したというところで、令和7年度は減少しております。

相談を受けた際には、子供や家庭の状況を適切にアセスメントし、必要な支援につなげて課題が早期に解決されることや、関係機関との連携によって継続的な支援が家庭を適切にフォローすることも重要な成果であると思います。

問（13） 先ほどの子育て・家族支援者養成講座の件なんですけど、結局これ何名の方が講師として見えているのか。いわゆる講師のお金とそれから事業費っていうのがあると思うんですけど、そのあたりについてお聞かせいただきたいのと、市の積算が、これはないんですかね、どうなんですかね。そこの話と、あと病後児保育なんですけども、これ利用しようかなと思っても、利用条件っていうか、どういうふうにしたら利用できるかっていうのを見るだけでもう諦めちゃうっていう方、すごく多いんじゃないかなと思うんですよね。そういう中で、全然利用の方法とか方針とか対象者とか、いつ申込みしなきゃいけないとか、そういう状況についてはこれまでと変わらず、7年度も変えようというような検討がなかったのかなと思うんですけど、そのあたりもお答えいただきたいのと、あと、182 ページの出産・子育て応援交付金支給事業。これ国の交付金が10分の10ということなので間違いのないように給付していただきたいと思うんですけど、今回、制度が変わったということで給付の仕方が変わってるんですけど、申請のタイミングについては変わっていないのかどうかっていうところと、市としては100%給付されてるっていう認識でいいのかどうか、そこについてお聞かせいただきたいのと、あと、決算書の312ページの保健センターについてお聞かせください。こちらも令和7年度の利用実績、それから行政財産になっている理由についてお聞かせください。

答（こども育成） 講師数については、現在、手元に資料ございませんので、後ほどお答えさせていただきます。

また、市の委託料について市の積算はということでございますが、あくまで前年度も踏まえた上で相手方の出していただいている見積りのほうを参考にさせていただいてございます。

あと、病後児保育が分かりにくいから利用者が少ないんじゃないかという御質問でございますが、実際に利用が少ない一つの理由としましては、子供を預けてまで働きに行くぐらいであれば、自分で見たいというふうに思う親が多いっていうのが理由かと考えてございます。

問合せについては適切に対応しておりますので、方針等について特に変えるってことは、現在考えてございません。

委員長 ただいまの倉田議員の質疑に関して、保健センターは4款になります。しっかりと確認をして質疑を行ってください。

問（13） 185 ページに、保健センターの施設維持管理事業がありましたので、その件で…

委員長 こちらよく見てください。185 ページは4款です。

意（13） 4款でした。間違えました。

結構です。では、4款でお聞きします。

答（健康推進） 主要成果 182 ページの出産・子育て応援ギフトから、新制度の妊婦のための支援給付に変わったことによる支給のタイミングについての御質問がまずあったかと思います。

こちらのほうですが、制度改正に伴いまして、新しい妊婦の支援給付におきましては、妊娠、中絶、流産など、子供が生まれなくても給付できるようになったことで、従来ですと、妊娠時と出生時ですが、新しい制度では妊娠時と胎児を身籠った人という形になっております。

あと、この給付金等の支給が 100%かどうかというところは把握はできておりませんが、仮に妊娠、中絶等が医療機関で行われたとしても、医療機関のほうからは、実際にそういった処置をされた方に対してはこういった制度があることを指導するようというような通達も出ておりますので、100%に近い数字で申請があると思っております。

問（9） 民生費なんですけど、国、県の補助の入った経常一般財源の1番、2番、3番、事業が多かったものの名称と金額、あと、市単独で経常一般財源が充てられたものが多かった事業の1番、2番、3番の名称と金額を教えてください。

答（財務） 後ほど答弁させていただきます。

問（10） 主要成果の 147 ページの高校生世代の入院分の医療費補助についてですけども、先ほどの答弁の中では、要は、受けられた方全部が受給されてないかもしれないというお話がありましたけれども、一つだけ確認したいのは、この対象の中に中学校卒業して働いている方が見えますよね。年齢でいうと、18歳までだと何人ぐらい見えるか分かりませんが、その方々も対象というふうにしておることを確認したいんですけども。

答（市民窓口） 高校生世代の子ども医療についての御質問でございますが、特に就労しているとかについては条件ございませんので、年齢で見させていただいております。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、3款民生費についての質疑を打ち切ります。

4款 衛生費

委員長 質疑を許します。

問（5） 一点、伺います。

主要施策成果説明書の208ページ、4款2項2目市営墓地整備事業ですが、7年度の申込みは1件となっておりますが、逆に減少があったのかについてお聞かせください。

答（経済環境） 7年度の墓地の返還でございますが、7年度は5件の返還がございました。

問（12） 3件、伺います。

まず、主要施策成果説明書193ページの母子保健事業、主要・新規事業等の概要No.15ですが、令和7年度から開始した生殖補助医療に対する助成について22組の利用がありました。助成は、この保険適用内の治療を対象に1回10万円を上限としておりますが、その上限額やこの助成対象の範囲について、相談やあるいは要望が寄せられたことがあったのか、お聞かせください。

次に、201ページ、環境衛生対策推進事業、公害苦情関係について、令和7年度の受理件数13件で、そのうち10件、騒音・振動となっております。

市民からの連絡を受けてこの調査・調整等を行ったとのことですが、この解決に至らず継続して対応することとなった案件や同じ場所や原因について繰り返し相談が寄せられた案件はあったのか、お聞かせください。

3つ目に206ページの廃棄物処理事業について、一般家庭から回収した可燃物、毎年度減少して令和7年度は696万7,020キログラムとなっております。この継続的な減少について、市民のごみの減量や分別に対する意識の向上によるところが大きいと考えているのか、それ以外の要因も含めて市としてどのように分析しているのかをお聞かせください。

以上、3点、お願いします。

答（経済環境） まず、主要成果 201 ページの公害苦情関係でございますが、10 件の騒音・振動の状況ということでございますが、現場へ出向いて、おおむね解決をして、というのか指導してまいりますので、継続して残っておるということはございません。

あと、ごみの減量の関係でございますけれども、我々のほうとしても市民の意識の向上等々、拠点の充実、そういったことも含めて、その成果だというふうに理解しております。

答（健康推進） 主要成果 193 ページでの生殖補助医療につきましての御質問で、まず上限のお話があったのかなと思います。

まず、対象となりますのが保険適用の治療が対象でありまして、1 回の治療につき自己負担額 10 万円を上限とさせていただいております、あとは年齢に応じて 43 歳未満という形ではあります。

問（12） それについて相談とか要望というのが、上限とか助成対象の範囲についてあったのかってことです。

答（健康推進 副主幹） この制度に対しての要望ですとか相談があったかについてですけども、要望というのは具体的に把握しておりませんが、申請時に治療についてですとか、適用範囲についての御相談があった場合には担当が御相談に乗らせていただいているのと、あと、不妊、不育についての相談窓口が愛知県で設置されておりますので、そちらを御紹介するケースがございました。

問（13） 185 ページの先ほどの保健センターの件について御答弁をいただきたいのと、あと、191 ページのがん検診の件なんですけど、それぞれ減ってるんですよ、受診者数が減っておりますので、これについてどのような検証をなされてきたのかってということについてお伺いしたいのと、あと 193 ページの今の不妊治療の助成についてなんですけど、減ってるんですよ。半分以上に減ってるってところで、これについての周知とかPRをどのようにされてきたのかなっていうところと、不妊治療助成による妊娠率、それから生殖補助医療費助成、これ新たに創設されたんですけど、これについての妊娠率についてもお答えいただけると助かります。

委員長 決算に関係分のみ御答弁いただいたら結構ですので、お願いいたします。

答弁なし

問（13） 今、保健センターの件について利用がされてないかなってところで、利用実績とか不妊治療のところにもついてもお聞きしたんですけど、またそれについては後でも結構ですので、分かり次第教えていただければ結構です。また、ぜひしっかり御答弁、後でお願いしたいなと思うんですけど。

あと 196 ページの産後ケア事業費用助成についてなんですけど、こちらについてもちょっと訪問、宿泊型は増えてる、日帰り型も増えてるんですけど、ちょっと訪問型が減ってるっていうことで、こちらについての周知についてもどのようにされているのかっていうところと、市としてその結果について、どのような評価をされているのかについてもお聞かせください。

それから、199 ページの地域医療振興事業についてお伺いしたいんですけど、こちらで今取壊しが上物だけされてる状況なんですけど、固定資産っていうのはいわゆる固定資産税がかかるっていう条件があると思うんですけど、今の状態だとかからないと思ってたんですけど、今回の固定資産税等の補助金っていうのが、これ 7,100 円なんですけど、これ豊田会のほうにお支払いしてると思うんですね。これについては、なぜこの 7,100 円っていうのが出てきたのかよく分からないので教えてください。

答（健康推進） 主要成果 199 ページの地域医療振興事業に係ります固定資産税補助金の 7,100 円につきましては、こちら補助金交付要綱に基づいて、豊田会に固定資産税相当額をお支払いするものではあるんですが、旧高浜分院につきましては、令和 7 年度までの 6 年間も補助することとなっておりますので、最終年度のお支払いということで、7,100 円となっております。場所のほうとしましては、敷地の南側にありますところに機械室と物置がございましたので、この建物に係る固定資産税となります。

答（健康推進 副主幹） がん検診の受診率についての御質問についてですが、各がん検診の受診率に関しまして、各がん検診については少しずつ増えているかなという、受診者数を報告させていただいておりますが、減っているというのは、おそらくがん検診推進事業という子宮頸がんと乳がんのクーポン券を発行して受けていただく事業になると思います。

こちらは、子宮頸がん検診は年度 21 歳の女性の方、乳がん検診は年度 41 歳の女性の方に無料でがん検診を受けていただくクーポンを配布している事業になりますが、こちら受診者数が確かに低くなっておりまして、こちらはずっと課題となっているものですが、特に低い子宮検診については全国的にも 10%以下という低さで、全国的に若い方に検診を受けていただくということが課題になっておりますので、引き続き、検診の重要性について周知してまいりたいと思いま

す。

続きまして、妊娠出産包括支援事業の産後ケア事業についてですが、こちらは令和6年から訪問型を加えて、3種類の産後ケアを御提案しております。

こちらの訪問型が減った理由といたしましてこちらが考えておりますのは、それぞれに日帰り、宿泊、訪問とサービスを提供する場所ですとか時間が違うメニューを御用意しているんですけども、特に訪問型というのは、きょうだい児がいる方ですとか短時間で負担なくサービスを受けたという方のニーズに向けて御提案しているものですが、こちらは利用される方が上手に使い分けていただいているのかなと思っております。

問(13) 物置、機械室が残ってたっていうことになるのかなと思うんですけど、これはいつ処分されてるんでしょうか。そのときにくいも一緒に処分何でしなかったのかなと思うんですけど、何でこれだけ後から処分してるんでしょうかね。これいつ処分したのか、後でも結構ですので分かったら教えていただきたいのと、あと、200ページの4款1項4目の環境衛生対策推進事業なんですけど、これエコハウスの委託料が201ページのほうに載ってるんですけど、こちらも随意契約なのかなというのと、市の積算はどのようになっているのかっていうことと、いわゆる時間が減ってる日とか、そういった日によって減額がされているのかどうか、併せてお聞かせください。これ特に総合サービスさんで、多分、管理運営事業ということで、いわゆる分別指導も入ってるのかなと思うんですけど、併せて御説明お願いしたいと思います。

答(経済環境) 201ページのエコハウスの委託料の関係でございますが、こちらは御質問のとおり、一者随契で167条の2の2号で随契をしております。積算は総合サービスからの見積りを参考に積算をしております。

それから、こちらの契約につきましては、契約金額から実際の使用時間が前倒しになった場合は管理人が不要になりますので、そういった場合は減額をして精算をしております。この委託業務の中に分別指導も入っております。

答(健康推進) 旧高浜分院にありました機械室、そして物置の解体は、令和7年5月12日から27日の間で行っております。

問(13) 機械室だけ後から、今の話だと、取壊しがあったのかなと思うんですけど、それ何か理由があるのかなと思うんですね。本体はもうとっくに取壊しが終わってますのでちょっとよく分からなかったのと、あと203ページの4款1項5目の水道事業会計繰出金78万7,152円。この金額っていうのはどうやって決めてるのかなっていうのがよく分からないので教えていただ

きたいのと、あと、4款2項1目の廃棄物処理事業の件ですが、リサイクルカレンダーの作成ということで日本語版とポルトガル語版ということで1万5,400万枚。いわゆるこれ全世帯ではないってということで、この1万5,400枚の根拠を教えてくださいのと、あと、決算書の316ページに可燃ゴミステーション、7平米、こちら購入しているのかなと思うんですよね、増えてるってことで。こちらについては、どこで幾らで購入されているのかについても併せてお聞かせください。

答（健康推進） 解体工事のほうを本体工事とこの機械室とを分けた理由ということは、詳しくは聞いてはいませんが、まずは本体工事に着手をする。機械室、倉庫につきましては、ブロック塀造りの小さな建物なので、いつでも解体できるということで後送りにされたのではないかと考えております。

答（上下水道） 主要成果203ページの水道事業会計補助金のこの積算の根拠ですけども、まず職員2人分の児童手当と、あと能登半島地震の災害救助費が日本水道協会のほうからありましたので、そちらのほうを繰り出しております。

答（経済環境） まず、204ページのリサイクルカレンダーでございますが、リサイクルカレンダーにつきましては、全世帯配布をさせていただいておりますので、その部数を基にこの日本語版を…間違えました。

広報の折込みをしておりますので、その部数で試算をしております、あとは窓口で転入等の場合にお配りをしております。

それから、決算書のほうのステーションの場所につきましては、現在、手元に資料を持ち合わせておりませんが、購入ではなくて、たしか開発による寄附をいただいたものだというふうに記憶しております。

問（9） 209ページの4款2項3目の狂犬病予防事業、わんちゃんなんですけど、野良犬が市内で目撃された件数と、被害に遭われた方がもしいらっしゃったら教えてください。何名か。

答（経済環境） 把握しておりません。

問（9） 把握をしていないっていうのは、野良犬の報告件数がないということと被害に遭われた方はいないということでよろしいですか。

答（経済環境） 市のほうでは把握しておりません。

答（健康推進） 先ほどの御質問のほうで、答弁漏れにつきましてお答えさせていただきます。

まず、主要成果185ページの保健センター施設維持事業のほうで、行政財産である理由はとい

う御質問であったと思います。

こちらのほうですが、いきいき広場の保健センターと中央保健センター、この中央保健センター自体は自然災害などでもやむを得ず、いきいき広場の保健センターが使用できないような場合が発生したときに、中央の保健センターのほうで健康教育や栄養教育といった健康づくりなどの業務が実施できるようにということで残しているものであります。

もう一点、主要成果 193 ページの不妊治療費助成につきまして、その中で妊娠率についてという御質問があったのかなと思っております。

一般不妊治療で令和 7 年度のほうが 14 件、193 ページに記載がありますが、こちらのほうのうち、妊娠率というか母子手帳を交付した方が 5 名いましたので、割合としては 35.7% が妊娠率に近い数字になるのかなと。

そして、新たに拡充しました生殖補助医療、こちら件数のほう 44 件と報告はしてありますが、実際に人数としては 21 名となりますので、そのうちの 11 名に対して母子手帳のほうを交付しておりますので、割合としては 52.4% となります。

問 (13) 今のところで答弁漏れなのが、結局、6 年と 7 年で一般不妊治療費の助成が減っている理由というところで、それに合わせて周知とか PR はどうだったんですかっていう質問を先ほどしたんですけど、そこについては答弁漏れだったので、また後でも結構ですし、それから、199 ページの件なんですけど、先ほど物置とか機械室っていうお話あったんですけど、何かこれが固定資産の課税になるのかなってちょっと不思議だったんですけど、その課税状況については確認されてるんでしょうか。物置や機械室のみだったら課税されないんじゃないのかなと思うんですけど、そのあたりがどのように確認されてるのかなっていうのが分からないっていうところで教えていただきたいと思います。

それから、204 ページのリサイクルカレンダーの作成っていうところで、結局、今、町内会加入者と転入の方は直接お渡しするっていう話だったんですけど、町内会加入率が多分もう今 40% 切ってるような状況になって来ると、非常に全世帯、逆に言えば半分以下しか渡ってないのかなっていうところになるとこれ非常に問題だなと思って、結局、今、第 2、第 4 と第 1、第 3 で出す資源ごみが違うんですけど、それが逆に出してる状況とかすごくよく見かけるもんですから、そのあたりについて…

委員長 簡潔明瞭に質疑をお願いします。

問 (13) 問題かなと思うんですけど… どのように考えているのかお聞かせください。

それから、205 ページの一般廃棄物収集運搬及び資源ごみ分別収集運搬業務等委託。こちらについても随意契約だと思いますが、随契の理由、それからこれに対しての市の積算はどうであったのか教えていただきたいのと、あと、その下の窓口等業務委託の高浜市総合サービス、こちらについては現状、委託だからってということですが、何人従事されているかについては確認はされていると思うので教えていただきたいのと、この不法投棄ごみの処理にかかる業務っていうのはよく分かるんですけど、このごみの分け方・出し方の案内業務というのは、いわゆるこれが窓口業務でしょうか。そのみなのかどうかってところを確認したいと思います。

それから、その下の工事請負費、分別収集特別拠点の整備工事、こちらについて工事を行った理由についても併せてお聞かせください。

答（経済環境） リサイクルカレンダーの件でございますが、窓口非常によく取りに来てくださる方が多いので紙でお配りするっていう形については検討の余地があるのかなと思いますが、ちょっとなかなか全世帯配布ということになると予算もかかりますので、現在、ホームページ等でも御覧いただけるようになってますので、そういった御活用をいただくのがまず一つかなと思っております。

それから、廃棄物の収集運搬業務委託料につきましては、高浜衛生と一者随契をしております。地方自治法施行令の 167 条の 2 第 1 項第 2 号で、専門性、特殊性があるものということでございます。

それから、窓口業務の委託ですが、窓口の職員といたしましては、常時お二人の方が交代でお 1 人、それからこの廃棄物のパトロールとしては 3 人の方が交代でお二人というような従事になっております。窓口では、主に転入者に対するごみの説明をしていただいておりますということでございます。

それから、工事請負費でございますが、この 4 月から新たに特別拠点の日数を増やすと、土曜日、日曜日に開設をするということに当たりまして、少しでも皆さんが便利になるようにということで、大がかりなことはできませんでしたが、コンテナを移動させるに当たって、コンテナの下にコンクリートを貼るだとかそういった形、それから駐車場としている部分が凸凹になっておりましたので整地をしたと、そういったことでございます。

答（健康推進） 答弁漏れで 2 点、御指摘いただきましたことについて、お答えできますのでこの場でお答えをさせていただきます。

まず、地域医療振興事業の中で固定資産税補助につきまして 7,100 円補助しておりますが、こ

ちらのほうは課税明細書を確認をさせていただきまして、その内容を見て、23.46 平米で 7,116 円のうちの 7,100 円を補助しているという形になります。

それともう一点、主要成果の 193 ページで、一般不妊治療が令和 6 年度の 29 件に対して令和 7 年度の 14 件、かなり減っていることについての御指摘だったと思いますが、こちらのほう、私どものほうで分析をさせていただきますと、一般不妊治療はもともと年度ごとの申請期限を設定していましたが、それを廃止したことによる減少になるのかなと思います。今年度に入ってから一般不妊治療の申請が既に 14 件ございますが、そのうち 9 件が本来であれば令和 7 年度に申請が済まされていた件数というふうになります。ですので、年度ごとの締め切りをなくしたことで申請時期をずらす人が増え、令和 7 年度の申請件数が減ったと思われます。

問（10） 主要成果 205 ページの一番下（7）の高浜市みんなでまちをきれいにしよう条例の推進でありますけれども、ここに書いてある団体数と登録者数が令和 7 年に増えたという意味ではありませんよね。

この 3 月 31 日現在の数字なのか、あるいは令和 7 年にどれだけの団体と人数が増えたのか。それが分かれば教えていただきたいんですけど。

答（経済環境） 令和 6 年度と比較しまして、3 団体、162 人の減となっておりますので、減少をしておるということでございます。

問（13） 207 ページの 4 款 2 項 1 目の負担金なんですけど、2 点載っているんですけど、廃棄物処理施設整備構想検討負担金。こちらのほうが衣浦衛生組合のものになるのかなと思うんですけど、それがここであえて上の負担金の中に入ってなくて別で載ってるっていうことについて、内容も私の思ってるのと違うかもしれませんので内容と、これあえてここに挙げている理由についてお聞かせいただきたいと思います。

答（経済環境） 主要成果 207 ページの廃棄物処理施設整備構想検討負担金につきましては、昨年度実施いたしました、碧南市と一緒にごみ処理施設の在り方検討を行った、これは当初予算に上げてますので御存知かと思いますが、部分の負担金ということで、碧南市がコンサルに委託する委託料、それから委員報酬をお支払いをされております、その高浜市分として碧南市に負担金としてお支払いをしたものでございます。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、4款衛生費についての質疑を打ち切ります。

暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 23 分

再開 午前 11 時 30 分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

当局から発言の許可を求められておりますので、これを許可いたします。

答（土木） 昨日、12 番議員から御質問のございました土のうの配布状況につきましてお答えさせていただきます。

令和 7 年度ですけれども、どなたに何件、何個を配布したかっていう記録のほうは残ってはいません。ただ、配布の方法といたしましては、稗田町にございます、立正寺、不燃物処理場の横に土のうを約 1,200 ほど保管しておりますので、電話ですとか連絡等ございました際には、そちらからお持ちくださいという形でアナウンスのほうさせていただいております。

答（都市計画） 昨日の 13 番委員から御質問がございました、歳入の 13 款使用料及び手数料における市営住宅使用料の滞納整理に関する主な流れについてお答えのほうさせていただきます。

まず、滞納を確認した場合は納付相談のほうを行い、その後、納付がない場合は督促を行います。なお、家賃滞納が 3 か月となった場合は納付指導のほうを行い、それでも納付の意思が見られない場合は、連帯保証人に対して納付指導などを書面により依頼、要請のほうをいたします。

その後、納付指導、要請をしたにもかかわらず、納付が期待できない場合におかれましては、その後の状況に応じて法的措置候補者選定通知書であったり、最終催告書兼住宅明渡予告書、市営住宅明渡しの請求書を送付のほうをさせていただきます。

その後、納期限までに全額納付がない場合は、滞納者の方と連帯保証人双方を相手方として家賃の支払い、住宅の明渡し等に関する訴訟を提起することとしております。なお、この手続きにつきましては高浜市市営住宅等家賃滞納整理事務処理要綱によって行っております。

答（経済環境） 先ほど御質問いただきました決算書の関係で、ごみステーションの土地の増ということでございますが、開発の関係で屋敷町、呉竹町、本郷町それぞれ 1 か所の寄附をいただいたものでございます。

5 款 労働費

委員長 質疑を許します。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、5 款労働費についての質疑を打ち切ります。

6 款 農林水産業費

委員長 質疑を許します。

問（13） 決算書の 312 ページなんですけど、服部排水機場、こちらについて、お借りしてるのかなと思うんですけど、積算根拠、いわゆるここに出てきてないもんですからちょっと幾らなのかっていうことが分からないので、幾らでお借りしてるのかっていうこと、借りてないのかどうかもちょっとよく分からないのでゼロになってるっていうことの説明と、もし借りてるのであれば、積算根拠と金額を教えてくださいのと、あと、水防施設はここで聞いてもいいんでしょうか。聞いてもよろしいのであれば、同じようにちょっと…

委員長 土木費のほうでお願いいたします。

今、服部排水機場の質問、決算書 312 ページに基づいて質問がありましたけど、決算に関連する部分だけお答えいただければいいです。

答（土木） 決算書に書いてございます服部排水機場につきましては、土地は県の店舗用地及び水路用地についてでございますので、土地の所有はしておりません。すみません、一部、占用許可を取って設置をさせていただいております。

問（13） 占用許可っていうことで、いわゆる借りてる、賃借料とかは発生してないっていうことになるんですか、今の御答弁だと。あと、服部排水機場の管理委託についても、こちらも多分随契でやられてるのかなと思うんですけど、結局、この市の積算金額についても併せてお聞かせください。

答（土木） 服部排水機場の管理業務委託の積算単価につきましてはですけども、県の維持管理基準単価を適用しております。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、6 款農林水産業費についての質疑を打ち切ります。

7 款 商工費

委員長 質疑を許します。

問 (12) 2 件、伺います。

まず、主要施策成果説明書の 222 ページの商工業振興事業の小規模企業等振興資金について、貸付状況について、令和 6 年度は保証件数 45 件、保証金額 1 億 6,688 万円でしたが、令和 7 年度は 15 件、7,780 万円になっています。この制度の利用実績が大きく減少したことをどのように捉えているのか、お聞かせください。

そして、224 ページ、コミュニティバス運行事業、チョイソコたかはまについて、令和 7 年度の利用者について、主な年齢層はどのようなようであったのか。また、予約はこれ電話とインターネットでそれぞれどの程度の割合となっているのか、お聞かせいただきたいのと、あと、主要・新規事業等の概要 No. 16 では、希望どおりの予約ができない利用者がいることが課題とされております。令和 7 年度に予約が取りにくかった時間帯にはどのような傾向があったのか。そして、そうした状況について 2 台体制で十分に対応できていたと考えているのか、お聞かせください。

答（経済環境） まず、222 ページの小規模事業者預託金の貸付状況でございますが、前年度と比較して減少はしておりますけれども、この 7 年度はこの制度に限らず、ほかの融資制度を含めた融資全体の利用実績が例年と比較して減少しておることによるものと分析をしておるところでございます。

続いて、224 ページのチョイソコの関係でございますが、利用実績として利用の多い年齢層は 65 歳以上というふうで承知をしております。それから、電話とコールセンターの予約の割合については承知をしております。あと、予約の取りにくい時間帯等につきましては、ちょっと今手元にはそういった資料ございませんので明確には答弁できませんけれども、重なる時間帯ですので午前中が多いのかなというふうに思っております。それから台数の関係でございますが、2 台体制で実施をさせていただいておりますけれども、これが多いか少ないかということではなく、そもそも高浜市としてはここ 2 台でこれは費用の面等々もございますので、2 台で運行するとい

うことで、この2台が適切に運行できるように、パラメーター、運行システムですね、パラメーターの変更だとか乗合率が向上されるような周知だとかそういったことをしていくというふうに考えております。

問（12） 最初の貸付状況の大きく減少したことについて、もうちょっと分かりやすくお願いできますか。

委員長 答弁できますか。

答（経済環境） 後ほど、答弁いたします。

委員長 後ほど答弁ということで。

ほかに。

問（8） 主要施策成果説明書 221 ページの 7 款 1 項 2 目中小企業ステップアップ補助金についてお伺いいたします。

申請が 36 件とのことですが、どのような申請が多かったのか。また、前年度と比較してどのように分析したのか、お聞かせください。

答（経済環境） ステップアップ補助金で最も多かったのは、機械装置等の関係費で全体の 3 割程度を占めております。業務効率化や生産性向上につながる機械設備等の導入に活用されておるものでございます。

次いで、広告費、ウェブサイト関連費も合わせますと決算額の 5 割弱を占めておりますので、事業者の皆さんが情報発信や認知度向上など、広報に係る取組の活用が多い傾向があるというふうに理解をしております。

また、前年比でございますが、昨年度は申請受付終了時の取下げが数件あったり、6 年度がそういった状況があったり、7 年度は予算額に達するまで申請があったというような状況でございます。3 年間の実績を踏まえて、支援期間を令和 8 年度からは金融機関さんも入ってありましたところを商工会に絞りまして、補助の回数の限定をし直しをしたなど、8 年度当初に見直しをしておるところでございます。

問（5） 主要・新規事業等の概要の 34、35 ページの No. 16 コミュニティ交通費、チョイソコたかはま運行事業についてお伺いします。

運行当初と比べて、停留所の増減を含めての数を教えてください。

答（経済環境） チョイソコの停留所でございますが、令和 6 年 10 月事業開始時においては 210 か所の停留所ございました。直近の令和 8 年 9 月 1 日現在では、今 215 か所ということでござ

いまして、5か所増加をしております。内訳としましては、9か所が増加、4か所が減の計5増ということでございまして、直近では今年8月からマックスバリュが利用可能となっております、その他も現時点でスポンサー企業さんとの調整中でございます。

問（13）　チョイソコたかはまの件でちょっと追加でお聞きしたいんですけど、今2台で高浜市が運行してるっていう話なんですけど、刈谷総合病院以外は2台で運行されてるんですけど、やはりこれすごく予約が取れないという声がすごく届いておりまして、そういった中でお昼の時間帯っていうのが運転手さんのお昼休憩ということで、1台ずつとまってるんですよ。これについて、いわゆるそこに人が入れば運行ができるわけなんで人員的な理由なのか、それとも予算的な理由なのか。お昼がやはりなかなか取りづらいという声が一番聞いているんですけど、そのあたりは市としてはどのようにお考えでしょうか。お金をもう少しつけて人員が増やせる、人員をお昼の休憩時間に対応できるということもできると思うんですけど、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

答（経済環境）　バスの運転手についても世間でも確保が難しい状況の中でございます。運営会社のほうで今できる体制が現体制ということで承知をしておりますので、費用面も当然ございましてけれども、人材の確保面、いろんな面での課題があらうかと思っております。

委員長　ほかに。

質疑なし

委員長　ほかに質疑もないようですので、7款商工費についての質疑を打ち切ります。

8款　土木費

委員長　質疑を許します。

問（13）　決算書の316ページの向山調整池についてなんですけど、こちらについてはいわゆるここに載ってる非木造ですかね、これについて御説明いただきたいのと、あと、先ほどの水防施設につきましても土地についてはゼロになってるものですから、これ借地されてるんであれば、幾らで借りて、その根拠についてお聞かせください。

委員長　決算に係る部分のみをお答えください。

答（土木） 向山調整池の非木造につきましては、ポンプ場、ポンプ室のＲＣ造の建物となつてございます。それから、治水の土地につきまして借地については特にありません。これ以外には借地契約しているものはございません。

問（13） 借地契約にならないと、どういった契約形態になるのでしょうか。

答（土木） 既存の水路用地であつたりですとか、調整池の土地の中にそのポンプ室であつたりですとか、小屋の土地としてありますので、特に財産として借地を取つてゐるものもないですし、ここに計上させていただいてる財産しかございません。

問（8） 主要施策成果説明書 228 ページ、8 款 2 項 1 目路面下空洞調査業務委託についてお伺いいたします。

調査結果と対応状況についてお聞かせください。

答（土木） 空洞調査につきましては、市内のその幹線道路の調査のほうを行つておりまして、レーダ調査として 17 キロ、スコープ調査として 12 キロを実施いたしました。その箇所におきまして、空洞の箇所が 2 か所ほど発見されました。こちらにつきましては今年度の修繕工事にて対応する、今現在対応しております。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、8 款土木費についての質疑を打ち切ります。

「ごめんなさい、委員長。」と発声するものあり。

委員長 今、打ち切りましたよ。

打ち切りましたので、また質疑漏れで聞いてください。

9 款 消防費

委員長 質疑を許します。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、9款消防費についての質疑を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 49 分

再開 午後 1 時 00 分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、議長より発言を求められておりますので、これを許可します。

議長 決算特別委員会の開催、誠にありがとうございます。

決算特別委員会の状況ですけれども、今後の状況によりましてはこの後に控えております全員協議会の内容を縮小して実施することもありますので、議員の皆様におかれましては御承知おきいただきますようお願いいたします。

委員長 続いて、当局より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

答（こども育成） 先ほど倉田議員より御質問にありました3款2項3目の子育て推進事業の子育て・家族支援者養成講座の講師の数につきましては、46名となります。

また、3款2項3目の放課後児童健全育成事業の高取南と北の児童クラブの清掃業務の事業者でございますが、モダン美装になります。

答（財務） 午前中、長谷川委員から御質問いただきました民生費の事業のうち、経常経費一般財源額の上位のものと、市単独事業の一般財源額上位のものについて答弁させていただきます。

まず、経常経費一般財源額の上位のものにつきましては、民間保育所運営委託料3億9,334万3,000円、療養給付費負担金3億8,438万3,000円、障害福祉サービス等給付費3億8,435万2,000円になります。

続きまして、一般会計の区分で市単独事業としての経常経費財源ですが、1位が介護保険特別会計保険事業勘定繰出金4億4,536万円、続きまして、療養給付費負担金3億8,438万3,000円、3つ目が子ども医療扶助費2億3,795万1,000円になります。

10 款 教育費

委員長 質疑を許します。

問 (12) 3 点伺います。

まず、主要施策成果説明書 248 ページの児童生徒健全育成事業について、資料要求の資料 7 の不登校について伺います。

資料を見ると、本市の不登校出現率、これ小学校では全国や愛知県を上回る状況が続いており、中学校についても高い水準となっています。昨年度のこの質疑でもスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの時間数が限られているため、小学校では相談から次の対応までの間が空いて、必要な時期に支援することが難しいと課題として挙げられておりました。

そこで確認したいのが、まず、令和 7 年度にもこうした時間数の制約によって、相談や支援のこの間が空くケースがあったのか。もう一つ、不登校児童生徒のうち、別室登校やほっとスペース、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、こうした相談や支援につながっていない児童生徒がいたのか。そして、もしそうした支援につながっていない児童生徒がいた場合、小学校、中学校、それぞれ何人程度いたのかについてお聞かせいただきたい。

あと、250 ページの小学校維持管理事業の小学校水泳指導等委託について、専門の指導員による水泳指導について、子供たちの泳ぎの習得や上達など、令和 7 年度のこの事業で見られた具体的な成果を聞かせていただきたいと思います。

そして、最後に 272 ページの放課後居場所事業について、学校別の参加率を見ると、過去数年間、高取小学校では比較的高く、吉浜小学校や翼小学校では低い傾向が続いているんですが、こうした学校間の差が続いている主な要因をどう考えているのか、お聞かせください。

答（学校経営 主幹） 御質問いただきました不登校についてですが、相談の間が空いてしまう場合があったかということだと思います。

小学校のスクールカウンセラーは毎日来ているわけではなく、2 週に一度だったり、週に一度だったりという形で隔週になっちゃったりする場合がありますので、そしてまたスクールカウンセラーの予約を取るっていう形になると、長くて 1 か月先の予約になってしまうと、それぐらいの非常にニーズが高いものになっております。ですので、相談の時間が空いてしまうということはあったと思われます。

2 点目です。ほっとスペースにつながれているかということですが、昨年度、ほっとスペースに来所した人数が 58 名、電話等の相談を入れると約 80 名の方が関わっております。1 年間でこ

れだけ関わったわけですが、不登校者数としては、小学校では 138 名、中学校も同じ 138 名ということで、全ての不登校の者が直接ほっとスペースに関わっているということではございません。

ただ、まず学校で学級での通常の授業がなかなか難しいという児童に対しましては、管理職や生徒指導、それから保健指導主事や養護教諭、また特別支援コーディネーター等が一生懸命連携を図りながらほっとスペースを拠点に、専門的な指導及び活動助言を行うということを行っております。

答（こども育成） 放課後居場所事業の小学校間の参加率で高取小学校が高い理由でございますが、こちら高取小学校は児童センターがないことから、放課後居場所事業に児童が集約しているということが考えられます。

答（学校経営） 水泳指導等委託料でございます。こちらにつきましては、インストラクターの専門的な指導が行われることによりまして、より効率的な水泳指導となっているということから児童生徒の泳力の向上につながっていると考えます。

問（12） 児童生徒健全育成事業なんですけど、時間数が限られて、次の対応まで時間が空くということで、これ去年と変わらないかと思うんですけど、これを何とか縮めるとか間隔を、そういうことは検討はされないんでしょうか。

答（学校経営 主幹） スクールカウンセラーの時間数につきましては、毎年、教育委員会としましても、県のほうに時間数の増加をお願いしているところであります。その足りない部分を市のほうのスクールカウンセラーの時間数を当てて補っている部分もございます。何とかたくさんの時間数が確保できればいいかなということは願っておりますので、今後とも要望のほうはしていきたいと考えております。

問（14） それでは、主要成果説明書 275 ページ、文化事業費について質問をさせていただきます。

かわら美術館・図書館について、令和 7 年度のかわら美術館・図書館について、指定管理料のほか、市が負担した修繕費やシステム経費などを含む総経費は幾らか。また、来館者数、貸出冊数、閲覧料収入などは、前年度と比べてどのように変化したのか。

次に、美術館と図書館を複合したことによって、具体的にどれだけ経費が削減され、利用者やサービスがどれだけ増えたのか、お答えください。

それから、市は令和 7 年度の指定管理者の運営をどのように評価しているのか。収支状況、職員配置、利用者満足度及び事業目標の達成状況を具体的に答えてください。

答（文化スポーツ） 御質問が３点ほどあったかと思えます。

令和７年度のかわら美術館・図書館についての指定管理料のほか、市が負担した修繕費やシステム経費など総経費ということでございますけれども、今しがた指し示されました主要成果 275 ページ、こちらに事業費として書いてあるものがそれでございます。

また、入館者数、来館者数につきましても主要成果の 276 ページに記載のとおりでございます。また、貸出冊数、観覧料収入ですとか、あとは複合化による効果などにつきましても、さきの一般質問でお答えしたとおりでございます。

また、令和７年度の指定管理者のほうの運営評価につきましても、こちらも一般質問のとおりでございますが、事業目標の達成状況といたしまして、こちらは展覧会の目標来館者数という数値がございまして、こちらは昨年行いました「うっかりやさんのペネロペ絵本原画展」、こちらの目標が 4000 人、「トキントキンの時代」も 4,000 人、「文化財と鬼師展」、こちらは 2,000 人ということでございまして、うっかりやさんのペネロペ絵本原画展が目標を無事見事超過したというところでございます。

ですが、「トキントキンの時代」と「文化財と鬼師展」につきましては、かわら美術館・図書館 30 周年を記念いたしまして、こちらは入館者数は伸びないかもしれないけれども、あえて地元の伝統ですとか文化に光を当てた展覧会をこちらを企画していただいたものでございまして、十分であると考えております。

問（14） 今のお答えの中で、一般質問で答えたとおりだとか、そういったことがありましたけれども、実際にもっと具体的にどのような、この決算の中でどういうふうなことをどう評価したか、その辺のところをきちっとお答えください。

答（こども未来部） 決算、どう受け止めているかというところでございますけれども、かねてから一般質問でもお答えしているとおりでございますけれども、昨年度はかわら美術館の 30 周年という節目の年であったということで、地元の文化にフォーカスした取組をしてきたというところが非常に大きな成果であると考えております。

そのことによって、市民の皆さんが地元の文化に思いをはせたりというようなところが成果だと考えております。

問（14） 以前、文化スポーツのほうで、いわゆるレファレンスに力を入れるというようなことの話もあったわけですがけれども、私はそのレファレンスだとか、そういうものについて実績だとか見てみますと、むしろ逆に言って件数は減っているように見受けましたが、その辺のとこ

ろはどうお考えですか。

答（文化スポーツ） レファレンス件数の考え方につきましても一般質問でお答えしたとおりでございます。

問（14） 僕しっかり覚えてませんので、そのときの答弁を言ってください。

委員長 黒川委員、会議録を御確認いただければと思いますが、答弁求められますか。

意（14） 答弁してください。

委員長 可能な限り答弁いただければ結構ですので、お願いします。

答（文化スポーツ） レファレンスにつきましては、現在、郷土資料に関してのレファレンスと子供の図書に関するレファレンスというのが非常に今ありまして、私どもといたしましては地元の文化ですとか、そういうものにフォーカスしたもの、郷土資料にフォーカスしたようなものですとか、あとは子供のほうに力を入れていきたいという方向性がございますので、その方向性に沿ったリファレンスが行われているものとして認識しております。

問（14） 先ほどの中で達成できなかった項目とその原因と改善策を示してくださいということですが、達成されなかった項目はなかったということによろしいわけでしょうか。

答（文化スポーツ） 特に未達であったというような項目ということがあるというふうには考えておりません。ですが、先ほど申し上げましたとおり、展覧会の内容によって、やはり展覧会の観覧者数というのが増減するというのは仕方ないことと捉えております。

問（14） もう少し具体的に答えていただきたいと思いますが、いわゆる達成できた評価、そのことはいわゆる指定管理の報告書出てますよね。私、報告書を読ませていただきましたけれども、非常に細かく、どういうふうなことだとかかなり細かく書いてあります。その辺のところについて、一般質問のときでも私聞いたんですけれども、その辺のところは資料は公表しないだとか、そういった答弁で全然真摯に公表するようなそういったあれじゃなかったもので、ぜひ、そういったことはきちっと公表するような形にしていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員長 答弁できる範囲でお願いいたします。

答（文化スポーツ） 一般質問でお答えいたしましたところは、例えば、指定管理者が自ら昨年度の事業実績につきまして、年報という形で掲載している、ものすごく分かりやすい形で公表しているので、市がわざわざダブって公表する必要はないとお答えした記憶がございます。

また、私どものほうで公表いたしていないというものにつきましては、お金の関係でございま

すね。収支決算などについては公表いたしていないというところですが、それは現在の指定管理者のガイドラインに沿っておりまして、そのガイドライン上、公表することになっていないので公表いたしておりませんということで御答弁申し上げたものでございます。

問（14） 指定管理者の収支に係る部分ですが、今、公表してないとかいう話ありましたが、指定管理の収支に剰余金が生じている場合、その金額と取扱いはどのようにしているのか、お答えください。

委員長 可能な範囲で御答弁いただければ結構です。

答（文化スポーツ） 収支に剰余金が生じているかどうかというところでございますが、指定管理者は民間の企業でございまして剰余金が生じているとかそういう発想は特にございません。ただ、私どものほうで人件費ですとか、光熱水費、こちらは実費で精算することになっておりますので、光熱水費について余剰というか精算をいたして返してもらうということはございます。

問（14） 市が保有する郷土資料と、それから令和7年度の総数、整理済資料数、未整理資料数、データベース登録数及び保管場所、これはこの中には載ってませんもので、文化財のいわゆる郷土資料館だとかそういったところに載ってる部分があるんですけれども、そこんところでは具体的に出てきませんので、そのことを聞きたいということです。

委員長 では、決算に関連する部分でお答えください。

答（文化スポーツ 副主幹） 郷土資料に関しましては、まず総数ということですが、一般質問の際に総数について少しお答えさせていただきましたが、はっきりと今お答えできる数字としましては、令和3年に確認した約1万6,400点。こちらが今、市が保管している郷土資料の総数ということでなっております。

ただ、今こちらも一般質問で申し上げましたとおり、令和7年度より資料の再整理ということを行っておりますので、その整理のたびに、また資料数も変動しているという状況でございますので、そのあたりはこの令和3年の数値が今ははっきりと申し上げられる数値でございます。

資料の保管場所につきましては、かわら美術館・図書館の附属施設のほうで保管をしております。

問（14） 今、分散して保管されている資料について、温度、湿度、防虫、防火、防水対策は十分か。令和7年度にどのような点検や改善をしたのか、お答えください。

答（文化スポーツ 副主幹） 令和7年度に行いました温湿度等の点検につきましては、一般質

問でお答えをさせていただきましたとおりでございます。

委員長 黒川委員に申し上げます。

当局の答弁ですね、先ほどから一般質問でお答えしたという答弁が。少し質問の仕方、考え方を変えていただければと思いますが。

発言されますか、黒川委員。

問（14） 令和7年度に郷土資料を活用した展示、講座、学校教育、デジタル公開を何件実施し、何人が利用したのか、お答えください。

答（文化スポーツ 副主幹） 令和7年度に実施した取組ということで御紹介させていただきますと、まず一つ目が高浜歴史文化保存活用事業におきまして、吉浜小学校に保管されていた写真を活用してのミニ展示を吉浜ふれあいプラザにて実施をさせていただきました。また、もう一つですけれども、令和7年度につきましては高浜市教育研究会社会部会からの依頼で、教員の方々に文化スポーツグループの職員が市の所蔵する郷土資料を活用しながら、高浜市の焼物産業についての紹介や戦争に関わる場所や資料の解説を行ったという取組がございました。

問（14） 郷土資料の整理をしている職員の方は何人お見えになるわけでしょうか。

答（文化スポーツ 副主幹） 郷土資料の直接の整理作業ということではございませんが、担当している職員は1名ということでございます。

問（14） 最後ですけれども、かわら美術館・図書館及び郷土資料館は、高浜市の歴史と文化を次の世代に伝える重要な財産です。令和10年度以降の運営に向けて、指定管理の継続だけを前提とせず、直営や官民共同運営を含め、3つの機能を一体的に見直す考えがあるのか、お伺いたします。

答（文化スポーツ） こちらも一般質問でお答えいたしましたとおり、行財政改革の中で検討してまいりたいと考えております。

問（14） それはそのとおりだと思いますけれども、実際に行財政改革に任せるんじゃなくて、市の文化財を担当しておる図書館だとかそこんところとして、いわゆるどのような考え方があるかというのは、人に丸投げするんじゃなくて、ちゃんときちっと方針を示してくださいよ。

委員長 黒川委員、今のは質問ですか、御意見ですか。

意（14） 質問です。

答（文化スポーツ） 行財政改革のグループですとかそういうところに丸投げということではなくて、行財政改革は全庁を挙げて取り組んでおるところでございまして、別に私たちは何も考えて

いないということではございませんので、よろしくお願いいたします。

答（副市長） 今、質問というふうにおっしゃいましたけど、決算でそれを聞くべきところか非常に疑問に思います。

行財政改革のグループに全部丸投げをしてというような発言もございますが、決してそうじゃないですね。いろんなことをお出しするっていう以上は、市としての方針と中身をきちんと考えた上での決定でございますので、そのところは誤解のないようにお願いします。

問（14） 私が言ってるのは、行財政改革で審議するだとか、そこんところの委員さんが全部のものを分かってるわけじゃないじゃないですか。今回も全協のほうで資料が出てますけれども、そこんところでもかなり細かいことや何か出てますけれども、やはり具体的に…

委員長 黒川委員、今、決算の話で、行財政改革の検討の話になっておりますので、質問されるなら角度を変えてください。

意（14） いずれにしても、もっと具体的にきちっと将来的なあれに向けてビジョンをしっかりと示していただきたいと思います。

委員長 今の御意見ですか。

御意見でしたら終了いたします。

問（5） 1件、伺います。

主要・新規事業等の概要の50、51ページ、No.24 美術館・図書館管理運営事業、瓦製鯨修繕業務委託についてお伺いします。

今回は、親世代が制作したものを現役の鬼師の皆さんが修繕するという大変意義のある取組だったと伺っています。将来の修繕に、今回の技術や経験を引き継ぐためにも記録を残すことが重要だと思います。

修繕内容や広報などの記録は、三州瓦工業協同組合だけでなく、市としても共有、保管していくのか、お聞かせください。

答（文化スポーツ） 昨年度行いました巨大鯨の修復作業についての御質問でございました。

こちらの技術や経験の継承ということで、映像記録などにつきまして組合において残されておりまして、市にもその一部が提供されている形でございます。

問（10） 248ページ、児童生徒健全育成事業で、先ほども少しありましたけれども、不登校児童の不登校者数の件ですが、資料を出していただいて、資料No.7の2番の（1）、（2）の数値についてですが、これ3年分出してもらってるんですけども、例えばこれ斜めに左から順に見て

いくと、例えば令和5年の1年生が小学校が16人、令和6年の2年生が23人、令和7年の3年生が27人ということで、それが子供さんそれが全部重なってるようなイメージで見ていけばいいのかというところと、それから、そればっかじゃないとは思いますが、もしそれが多ければ、そういうことに対しての対策みたいなものは、令和7年には取られたのかどうか、伺いたいんです。

答（学校経営 主幹） 資料7の例えば、2、学年別不登校者数のところで、令和5年度の1年生が16名。それで令和6年になるとその子が2年生に上がりますので、その学年は16だったのが23名になった。令和7年は3生になりますので27名。つまり16、23、27と、このように増えていくというふうに見ていきます。

低学年のほうが比較的、不登校としては少なく、中学年や高学年、また中学校に上がると不登校率が上がっていくという傾向にあります。

これに関しましては、どうしても年齢というか、その実態によって不登校になりやすいということがあります。特に、小学校が6年生のときに卒業して、そのまま中学校に上がるわけですが、一旦、小学校6年生も場所が変わって環境も変わるので、少し不登校が減るという傾向が一旦はあります。ただ、そこから子供たちの年齢的にも思春期を迎えて、いろんなことが気になり始めて、また、今までの不登校の経験もあり、また引き続きその子が不登校になる傾向は強いと考えております。

ですので、まずは中学1年生になるときにしっかりとケアをして、まずは不登校の状態からは脱却できるように学校としては全力でサポートしていきます。

その後、子供たちも学校に慣れてきて、そのまま不登校の状態から脱却する子供もたくさんおりますので、そのようなことを注意しながらやっております。

問（13） まず、決算資料の314ページの地域交流施設、それから高浜市漕艇センター、ここについて土地がゼロ、ゼロになってる理由。借りてるのであれば借地料を示していただきたいのと、あと臨海緑地についてはこれ多分県有地だと思うんですけど、無償貸付をされてるのか、それともお支払いしてるのか、その部分についてよく分からない…

委員長 倉田委員に申し上げます。

今の質疑なんですけど、決算に関係ありますか。ゼロ、ゼロになっておりますが、予算をつけて事業をしているものですか。事業を行っているものですか。

問（13） これゼロ、ゼロになってる理由がよく分からなくて、これもし借りてるのであれば、

これ予算に関わってきてお金が関わってくる話なので聞きたいんですけど、あと学校のほうが建物が 219 平米増えてるんですけど、これは吉小の給食室に当たるんでしょうか、どうなんでしょう。それか別に何か新たに買ったのかちょっとよく分からないんですけど、あれば教えてください。

委員長 今の質疑であります。決算に関係ない部分については答弁いただかなくても結構ですのでよろしくお願いします。では、御答弁をお願いします。

答（学校経営） 決算書の 311 ページでございます。学校の非木造が 219 平米増えているのは、吉浜の長寿命化に伴う増でございます。

答（こども未来部） 決算書 314 ページのまず地域交流施設の土地のところですが、これは小学校の敷地内というところゼロでございます。それから、漕艇センターの敷地については県有地、それから高浜芳川緑地多目的広場についても県有地でございます。

問（13） これ両方無償対応でよろしかったでしょうか。そこについてもお答えいただきたいのと、それから、245 ページの教育委員会運営事業の高浜市が育てていきたい生活習慣・学習習慣のカレンダー、これについて利用に実績についてお調べになっているのか。お調べになっているのであれば、その利用実績について教えてください。

それから、246 ページの教育指導事業についてお伺いいたします。プログラミング教育支援員の謝礼、145 万 5,000 円。これにつきましては、学校数からするとすごく少ないのかなと思うので、費用対効果とか、1 人で行っているということとどのように支援をされているのか、内容についてお聞かせいただきたいのと、あと、毎年言ってる魅力ある学校づくり事業委託、こちらについては私調べたところ、委託では全くなかったものでどうなのかなというところで、教育委員会としての考え方をお聞かせください。

それから、ちょっとここに当たるのか分かんないんですけど、調書を見たところ、小中学校生徒指導地域活動推進事業委託料が 30 万 7,000 円ありました。こちらにつきましては、また後でお調べしていただいてからでも結構ですので、教えていただきたいと思います。

答（こども未来部） 決算書 314 ページの関係でございますけれども、県のほうと協定を結んでおりまして、特に貸付料、使用料といったものは発生してございません。

答（学校経営 主幹） 高浜市が育てていきたい生活習慣・学習習慣推進のためのカレンダーについてです。

カレンダーにつきましては、学校によって児童館や委員会での活動として、その月のテーマを

踏まえた目標を話し合っ、全校集会で呼びかけたり、挨拶運動や読書期間キャンペーンなどを企画するなど、子供たちが主体的に推進する機会になり始めています。

このカレンダーは1人1冊、紙媒体で配布しており、いつでも目につきやすいところに掲示してあります。教室にも、もちろん家庭にも掲示をお願いしているところです。子供一人一人が自分なりの行動目標を直接書き込んだり、自分ごととして振り返ったりする、シールを貼ったりとか自分なりの活用方法やカスタマイズができています。

続きまして、魅力ある学校づくりについてですが、本来、魅力ある学校づくりの委託事業につきましては、教職員の授業力向上を図ることを目的とした事業とともに、また、特に学区の特色を生かした学校づくり、校長先生をはじめとする学校の独自の方針であるとか、それを実現するためにやっている委託事業です。

それによって、どの学校も質の高い授業づくりや研究発表、学年部や、それから教科等で授業構想をしたりとか、そういった授業公開をしたり参加したり、そういった協議会での成果と課題を毎年、毎年、明らかにして、授業をよりよく魅力あるものに改善しようとしております。

また、学校全体で独自性を出すためにも、各学校では大学の先生を招聘しまして、指導案の検討から関わっていただき、授業後の研究会では、指導、講評をいただくなど、そういった過去の実施計画に従って配当しております。

答（学校経営） プログラミング教育支援員の謝礼でございます。こちらは1人配置をしております、小学校5校を担当しております。プログラミング教育の補助員として、こちらは設置しておるものでございます。

効果といたしましては、学習効果の向上、教員の負担軽減、円滑な授業の実施が図られると思いますので、一定の効果があると考えております。

現状の人数より増減することは考えておりません。

それと、魅力ある学校づくり事業の委託料でございますが、こちら現在検討しているところでございますが、委託から学校の配当予算に変更する予定をしております。

問（13） 先ほどから248ページなんですけど、スクールカウンセラーのお話が出てるんですけど、スクールサポーター、それからスクールソーシャルワーカー、こちらについての充足についても教育委員会としてどのようにお考えなのか、お聞かせいただきたいなと思っております。

それから、資料の6に移りたいと思います。これ資料6のほうの需用費についてお伺いしたいんですけど、各小中学校の需用費が計上されてるんですけど、これ学校の規模とか児童生徒数に

もよるとは思うんですけど、これ近隣自治体と比べてどのようなものであるのか、教えていただきたいと思います。

あと、資料7で不登校のお話があって、1年生になったらとか学年が上がってくとここの人数が変わってくよってというのは分かるんですけど、今回、小学校から中学校になるに当たって、いわゆる令和5年と令和6年については、逆に中学校のほうが1年生が減ったりしてるんだけど、令和7年は増えちゃってるんですよ。そのあたりとか、全体でもやっぱり令和7年度、小学校は減ってるんだけど中学校増えてるので、このあたりはどのように分析されているのかなというところについてお伺いしたいのと、あと、中学校で以前、これはだいぶ前の話なんですけど、制服とか髪型など、いわゆる校則違反により登校できなかった生徒がいるのかどうか、教えてください。

答（学校経営 主幹） スクールアシスタント、スクールサポーター等の時間数を増やすことを検討されているかということだと一つは思います。

スクールサポーターに関しましては、学校のニーズに合わせて、学校が配置を決めている部分があります。市の会計年度になっている者につきましては、学校の必要性に応じて、現在、配置しているところで、来年度を増やそうという予定はございません。

あと、不登校に関してですが、例えば令和6年度に小学校を卒業した不登校児は40名いて、中学1年生になると、なかなか中学1年生になっても不登校の状態が改善しない生徒が多いと、その生徒が6年度中に中学を卒業した児童生徒にも多かったっていうことが増える原因になります。つまり、中3が抜けていくと、不登校のこの数が一旦減りますけど、中1の子が入ってきてその子のほうが多かったっていう形になる。これ学年にもよるといえるのか、毎年同じように不登校の児童生徒が多い年と少ない年があります。ですので、一概には言えないんですけども、小学校の高学年から中学校1、2年生というのが特に難しく、子供が思春期の心身の変化であったり、進学によるプレッシャーや環境の急変、悩みはとにかく中学生は多く抱える時期です。複雑な心境を抱えて毎日過ごすことが多くなるのも、中学校に入ると不登校が増える原因だと考えています。

学校経営グループとしましては、市内の小学校2校と中学校2校に校内教育支援センターというものを配置しましたし、いきいき広場にほっとスペースを、もともとありますが、配置しており、子供がなるべく安心できる居場所を準備して、子供たちの悩みや不安を少しでも和らげるように、その子の特性に合わせた指導、支援ができるよう取組を今後も進めていきたいと考えてい

ます。

それから、校則違反によって登校できない生徒がいるのかということですが、両校の中学校には、現在、制服や髪型など校則が違反しているからっていうことを理由に登校できていない生徒はいないと承知しております。

答（学校経営） まず初めに、スクールサポーターの人数でございます。こちら 29 人、高浜小学校が 6 人、吉浜小学校 5 人、高取小学校 5 人、港小 2 人、翼小学校 5 人、高浜中学校 2 人、南中学校が 4 人です。

スクールカウンセラーでございます。こちらは 5 人体制となっております。高中と翼小学校を兼務の人が 1 人、南中と高取、港小を兼務の人が 1 人、高浜小学校 1 人、吉浜小学校 1 人、全校対応の方が 1 人。スクールソーシャルワーカーは 1 人で対応をしております。

続きまして、資料 6、各小中学校の需用費が計上されておりますが、近隣と比べてどうかということなんですが、近隣市の状況は把握しておりませんが、令和 6 年度の教材費、決算額調べの結果におきまして、全国平均の 1 学校当たりの教材費は 381 万円で、本市は令和 6 年度決算額で 360 万 3,000 円となっておりますので、全国平均に近い金額となっております。

問（13） 資料の先ほどの 7 なんですけど、やはりその不登校の出現率っていうのが高浜市、これ全国と愛知県がまだ出てないんで、多分横ばいになってるんですけど、多分そんなにめちゃくちゃ増えることはないと思うんですよね。そうなってくると、令和 7 年は多分全国のうちは 2 倍、愛知県でも 2 倍近く、それから、中学校も 1.5 倍ぐらい近く多いっていうことになるかと思うんですよね。

今ずっとこの間でもお話聞いてると、不登校になった子に寄り添ったりそういった場所をつくってますっていうのはいいんだけど、そうじゃなくて、まず不登校を出さないための環境というか教育の在り方っていうのがすごく大事なかなと思うんですよね。そういう中で、例えば高浜市は、近隣市は昔からずっと 3 学期制なんだけど、うちだけ今 2 学期制やってるしとか、やっぱりそういった違いについて何が原因なのかなっていうところを教師の方々にやはり意見を出し合って、すごく検討してくっていうことがすごい大事なかなと思うんですけど…

委員長 倉田委員、質疑を行ってください。

問（13） だから、この人数が多いことについてそういうことはされてるのかっていうことをお聞きしたいと思っています。

それから、不登校の要因につきまして、これ資料であるんですけど、その後に。で、無気力、

不安が主たるものがこれ小学校、中学校ともダントツで多いんですよね。

これについて、教育委員会としては、この結果をどのように受け止めているのか。また、その原因についてはどのように分析しているのかについても併せてお聞かせいただきたいのと、あと、資料8についてお伺いしたいんですけど、これ年間教育費、これ中学校において両中学校とも下がってるんですけど、その理由についても併せてお願いいたします。

答（学校経営 主幹） まず初めに、本市の2学期制についてですが、本市は平成17年から2学期制をしいております。2学期制ですが、授業時間が確保できるだけでなく、様々な利点がございます。

学校では学校行事を精選したり、ゆとりを持った年間指導計画や行事予定を編成することができています。これ子供たちにもじっくりと時間をかけることができますし、教員も子供たちと一緒に丁寧な対応することができますし、そうしてできたゆとりを子供たち、不登校も含めまして、子供たちの対応を、丁寧な保護者への説明、それから、今後の話し合い等に時間を費やしているところでございます。

それから、不登校の要因が無気力や不安が多いということだったと思うんですけども、確かに資料7でいきますと、11の学校生活についてやる気が出ない等の相談があったについての回答が多くなっております。これは令和6年度3月のものですが、文部科学省の不登校の要因っていう調査の報告書で、不登校のきっかけとなる要因というのが重なっておるんですね。つまり、高浜だけでなく、全国的に不登校児童生徒が学校生活に対する不安ややる気のなさを訴えているということが分かります。ただ、今回出させていただいた資料は複数回答が可能です。ですので、学校生活に対する不安ややる気のなさだけが不登校になった原因であるとは考えておりません。

例えば、やる気が出ないという状態の背景には、学習につまずきがあるとか、人間関係で問題があるとか、そういった生活リズムの不調や親子の関わり方に関する問題など、そういう訴えが隠れている場合が多いと考えていますので、表面的に何もしたくなさそうっていうふうではなく、自分の好きな子、安心できる環境では元気に話したり行動したりできる子がいますので、どんなことに不安を感じているのか、どういう環境や活動を準備すれば前向きな気持ちで毎日を過ごすことができるのかを見極めて、今後も丁寧に指導、支援ができるようにしていきたいと考えております。

答（学校経営） 年間教育費が両中学校とも下がっている理由でございしますが、年間教育費につきましては使用する教材の違い等によりまして、毎年度、多少の増減があります。

令和7年度におきましては、年間教育費が下がった大きな理由といたしまして、南中学校で1年生のオリエンテーション合宿が令和6年度は美浜少年自然の家で実施していましたが、令和7年度は刈谷市の総合文化センターアイリスで実施したことと、高浜中学校におきましては、使用教材の変化によるものが要因と考えられます。

問(13) 主要施策成果説明書の261ページをお願いいたします。

中学校生徒就学援助費、こちら小学校もあるんですけど、両方と合わせてお聞きしたいんですけど、非常に今物価高で生活厳しくなってるっていうのは皆さん容易に想像できると思うんですけど、令和7年度、支給基準の変更があったのかどうかについてお聞きしたいのと、今後、支給基準を変更するような検討が令和7年度されているのかについても併せてお聞かせください。

それから、266ページにまいります。

10款5項2目の3生涯学習施設の管理運営事業についてお伺いいたします。

吉浜交流館の指定管理料につきましては、いわゆる指定管理になってるんですけど、いわゆるこの金額っていうのは指定管理にすることによって、委託よりも減額でこの金額で指定管理が続けられてるのか。それとも、特別な独自の企画、そういったものでされてるのか。独自の企画があればどんなことがあって、どれぐらいの参加者が見えたのか、教えていただきたいと思います。

それから、その下の女性文化センター及び春日庵の指定管理なんですけど、以前もお聞きしたんですけど、令和7年度においても、この春日庵については常駐している職員はいなくて、女性文化センターのほうで鍵を借りたり開けていただいたりして行っているということでしょうか。

それから、女性文化センターと春日庵につきまして、特にそれぞれの指定管理料というのは出していないんですかね。出していればそれを教えていただきたいですし、それぞれにおいて独自のプログラムがあるのかどうか。令和7年度、その実績についてはどうだったのか。それとも、いや委託料より安い料金ですよっていうことで令和7年度はこの金額なのか、ちょっと分からないので教えていただきたいと思います。

それから、そのずっと下に行くと、女性文化センターの外壁改修工事の実施設計業務委託、こちらについては多分もう委託が終了、特に繰越明許とかも見てないので終了してるのかなと思うんですけど、外壁工事をそうすると令和8年度にやらなきゃいけないんですけど、これ令和8年度にもしやらなかった場合、これ補助金もらっているのかどうかについても、この154万ですかね、あるのかどうか。もしやらなかった場合には返還が必要なのかどうかについても併せてお聞

かせください。

それから、吉浜交流館の耐力度調査業務委託、これについて行った理由も併せてお聞かせください。

答（学校経営） まず、主要成果の 254 ページ、要保護及び準要保護児童就学援助費についてお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、令和 6 年度に基準の 2 人親世帯の認定基準を 1 以下から 1.2 以下に改定をいたしました。

今後、改定するかどうかにつきましては、国の動向やシステムの標準化及び近隣市の状況を参考にして検討していきたいと考えております。

答（文化スポーツ） 主要成果の生涯学習施設管理運営事業についてお尋ねでございましたのでお答えいたします。

吉浜交流館の指定管理なんですけれども、委託と比べてどうこうというところではございませんけれども、こちらは施設を総合的に管理運営し、様々な事業をやっていただくという前提で指定管理をいたしております。

吉浜交流館の指定管理の指定管理者による講座というようなことがございます。吉浜交流会の講座につきましては、定期的な講座が 2 つ、1 日の講座が 1 つというところではございました。吉浜交流館のその定期講座につきましては、ソフトピラティスということをやっております。こちらは、定員 30 名のところ 34 名の方の御参加をいただいております。もう一つの定期講座が音楽で認知予防、健康で長生き、音楽ケア体操という講座がございました。こちらは定員 20 名のところ 14 名でございました。

また、ワンデー講座につきましては、まちのケーキ屋さんとおやつ作りということをやっております。こちらは定員 10 名のところ、御参加いただいているのが 22 名という方になります。

引き続きまして、女性文化センターと春日庵の管理についてに移ります。

春日庵につきましては女性文化センターとも一緒くたというところで、常駐の職員は特に置いておりませんし、春日庵だけっていうところを取り立てて何か計上しているというところは特にございません。春日庵と女性文化センター、それぞれで講座は行っております。

女性文化センターのほうで行っておりますのが、定期講座が 1 つ、ワンデー講座という 1 日だけの講座が 2 つとなりまして、春日庵で行いましたのがワンデー講座 1 本ということになります。女性文化センターで行いました定期講座が、こちらは実用書道でございます。また、女性文化セ

ンターで行いましたワンデー講座につきましては、エンディングノートで考えるこれからのこと
っていうところでございまして、こちら定員 30 名のところ 25 名。すいません、先ほどの実用書
では定員 15 名のところ 19 名の方の御参加をいただきました。あともう一つ、女性文化センター
で行いましたワンデー講座につきましては、健康で長生き、音楽でリフレッシュというものでご
ざいまして、こちら定員 20 名のところ 18 名の方の御参加をいただきました。

続きまして、春日庵でのワンデー講座ですけれども、こちらは、ゆるピラティスで心と体にエ
ネルギーチャージという講座をいたしまして、定員 10 名のところ 9 名の方の御参加をいただい
ております。

女性文化センターの外壁等改修工事実施設計業務委託というところでございまして、こちらは
令和 7 年度に業務委託終了してございます。こちら外壁の工事につきましては、こちら公共施
設の再構築というところで行財政改革の年に入ってしまったので、こちらちょっと工事のほ
うはそういうことで計上しておりません。

あと、吉浜交流館（旧館）耐力度調査業務委託ですけれども、こちらは吉浜交流館という施設
が今後も使い続けることができるのかというところで、旧館の耐力度調査をいたしたところでご
ざいます。

問（13） 吉浜交流館、それから女性文化センター、春日庵の指定管理なんですよ。これ私も
いろんな講座があるっていうのは分かってるんですけど、非常にいわゆる個人で利用料金を払う
のも定額で安価でやっている。安価なのは非常にいいんですけど、やっぱりよそのところでも例え
ば指定管理だと、今だとスターバックスとか、ああいうコーヒー飲むところとか喫茶店が入った
りいろんなところが入って結局その収益が上がるもんだからわざわざ指定管理でやって、いわ
ゆる委託料よりも金額を下げて委託料ができるんですけど、今回の講座の内容を見てると、そん
なにプラスアルファになるような、人がすごいいっぱい来て、それで利用料金が入るとかそうい
うところが全然私は見られないんですけど、そのあたりの市の考え方がどうなのかっていうのと、
あとこれ答弁漏れが、結局、女性文化センターやらなくなったというところで、結局この 154 万
のうち補助金が国や県からの補助金が幾ら入ってるのかっていうのをちょっとお聞きできなか
ったですし、これについてはやらなかったら返さなきゃいけないのか、それとも何か猶予がある
のか、そのあたりについても分からなかったのと、あと、吉浜交流会については、ずいぶん昔の
平成 27 年か 29 年ぐらいにつくられた公共施設の白書によっては、特に耐震がないとかそういっ
た記載がないんですよ。ないっていうことは、私は耐震はあると思ってるんだけど、この耐力

度、耐震じゃなくて耐力度をあえて今回やるっていうのがあまりちょっとよく分からなかったの
で、ここに費用をかけてやるっていうのが。そのところについて説明をできればお願いしたい
なっているところです。

それから、271 ページの 10 款 5 項 4 目の青少年健やか育成振興事業の補助金、高浜市スポーツ
少年団活動事業補助金。ここに入るか分かんないんですけど、高浜市の子供たちが、例えば野球
チーム、野球団っていうんですかね、チームっていうか分かんないんですけど、グラウンドとかを
借りたときに、半額、市が補助制度を使って補助してるかなと思うんですけど、こういった補助
制度っていうのは近隣市でも行っているのかどうか、併せてお聞かせください。

それから、272 ページの 2 放課後居場所事業についてお伺いしたいんですけど、この委託料の
週末等居場所運営委託、翼小学校 P T A 土曜クラブ、これは実施場所が翼小学校で、放課後居場
所運営委託、これが市内の全小学校ということで市内の全小学校で、たしかこれは学校が終わっ
た後にシルバーさんが見守る中で過ごすっていうところのお金かなと思うんですけど、あえてそ
の翼小学校だけでやっている理由についても併せてお聞かせください。

これにつきましては、いわゆる多分この週末等ということなので土日とか祝日、そういったと
きにこちらの内容についてもどんなことやってるのか、令和 7 年度どんなことをやっているのか
お聞かせいただきたいですし、全部の全地域の子供たちが参加できるのか。できると思うんで
すけど、どのように周知されているのか、併せてお聞かせください。

答（こども育成） 放課後居場所事業の週末等居場所運営委託でございます。

こちら翼小学校の P T A が主体となりまして、翼小学校の児童を対象に土曜日、剣道とバトミ
ントンを教えています。年間通して土曜日に活動している中で、全地域の参加が可能かござい
ますが基、本的にその学校に通える児童が活用しているということで、他の小学校からの児童
は参加はないですね。ただ、剣道とかですと、その前のページにありますスポーツ少年団の剣道
連盟とかに加入している小学生とかが、例えばそこで腕試しとかいう形で参加するということは
別に拒むものではないでございます。

答（文化スポーツ） 答弁漏れがあったというところですがけれども、女性文化センターのこちら
に補助金が入っているかどうかというところですがけれども、補助金は特に入っておりませんので
返還の必要もございません。

これは収益性がないんじゃないのというところで御質問だったかと思えますけれども、こちら
収益性は特にあえて求めていないというところが実情でございまして、それよりも様々な活動、

アクティビティなどに親しんでいただけたらという方向性でやっておるというところでございます。

答（こども未来部） 今の吉浜交流館、女性文化センター、春日庵の講座に関することとちょっと補足をさせていただきますけれども、受講料を頂戴してやっているというところで、おおむねの費用は受講料で賄えているというところでございます。

なお、指定管理者制度というのはそもそも公の施設の管理を行うとそういう制度でございますので、今 13 番委員がおっしゃられた、いわゆる独自事業、自主事業と言われることを必ず行わなければならないといったものではないということをまず御理解いただければと思います。本事業については、募集要項、それから仕様書等に定めて、それに対して事業者のほうで提案をいただいて実施しているものという位置づけになります。

それから、吉浜交流館の耐力度調査をやった理由というところでございますけれども、吉浜交流館はもともと策定しておりました公共施設推進プランにおいて、吉浜小学校へ機能移転する施設と位置づけられておりますが、吉浜交流館の旧館については、その吉浜小学校機能移転の前に耐用年数 80 年を迎えるといった形になりますので、在り方を考える上で、そもそも、今後使い続けられるのだろうかといったところを調査したというところでございます。

それから、最後に 10 款 5 項 4 目、271 ページ、スポーツ少年団の補助金に関しまして、他の自治体で同様の制度があるかというところでございますけれども、補助金という制度ではございませんけれども、いわゆる使用料を免除する、あるいは減額するといったような制度を行っているというところはございます。例えば、蒲郡市ですとか阿久比町といったようなところがそういった制度を設けてございます。

問（13） そうなんですね、指定管理って別に独自事業をやらなきゃいけないってことはないんですね。ただ、やらなきゃいけないってことはないんですけど、例えば独自事業によって収益がすごく上がるからその分が委託料よりも管理運営費が下がりますよとか、それか独自事業をやらなくても管理運営費がうちの独特のやり方っていうか、どういうやり方なのかはよく分からないんですけど…

委員長 倉田委員に申し上げます。質疑を行ってください。

問（13） 次の質問に関わってきますのでお聞きください。

そういうところで、私はやっぱり委託だったらやっぱり市の積算があるので明確なんですよ。なぜこの金額になるかの明確なんだけど、指定管理って本当に分からないもんですから、やはり

そのあたりをしっかりと明確にしていただかないと、何で指定管理にわざわざしたのかっていう…

委員長 今、質疑を行ってくださいと言いましたよね。

問（13） …いただきたいので、今の私の意見とともに 281 ページのたかはまスポーツクラブについても同様に、先ほどの質問と同様のことをお答えいただきたいのと、あと、274 ページの 10 款 5 項 4 項のたかはま夢・未来塾のこれノートパソコン、今回これ購入をされてるんですよね。あえてこれ 20 台、ノートパソコン購入されている、レンタルではなくて購入された理由についてお聞かせいただきたいのと、あと、275 ページの 10 款 5 項 5 目の美術館・図書館管理運営事業、今後、美術館・図書館についてはどのようなになるのかっていうところが、今、行革で決めますっていう話でどうなるか分からない中で工事請負費が 2 本出てるんですけど、この理由についてお聞かせください。

答（こども未来部） まず、吉浜交流館等々の指定管理料の関係での御質問でございますけれども、私どもとしては非常に古い施設のところを工夫してやっていたというところと、市の積算が明確じゃないというような御質問もございましたが、募集要項、仕様書のほうで、そもそも令和 5 年度のときに募集を行い、その提案額というのを精査して、指定の御議決もいただいて今やっているというところでございます。毎年度の予算についてもそのときの提案額ありきではなく、常に実績を見て、工夫できるところはないかというところを事業者と交渉しながらやっております。

答（文化スポーツ） たかはま夢・未来塾事業のノートパソコン購入の理由でございますけれども、こちら講座で使うパソコンがちょっと古くなってまいった、ちょっと動作が遅くなってまいった、不全になったというところで購入したものでございます。

あとは、美術館・図書館の工事、こちらですけれども、汚水槽ポンプですとか、非常放送設備、こちらは更新の必要があったから更新したというところになってまいります。

問（13） 先ほどから、私、指定管理のことをずっと言ってるんだけど、やっぱりそれは委託と比べてどうなのかっていうところはちゃんと比較した上で指定管理の契約を続けるかどうかについてもやっぱり検討が必要だということでこの間ずっと言ってるわけで、281 ページのたかはまスポーツクラブのスポーツ施設の指定管理、これについては御答弁がありませんでしたので御答弁をお願いしたいというのと、あと、先ほどのこの美術館・図書館の工事についてなんです、けど、これ見ると更新って書いてあるんですよね、2 つの工事とも。汚水槽ポンプ等の更新、それから非常放送設備の更新、いわゆる修繕ではなくて壊れてしまったというわけではないんじゃ

ないかなと思うんですよね。今後、その行財政改革でどうするかっていうのがまだ決まってませんよって言ってる中で、あえてここにお金かけるっていうのがちょっと私もよく分からなかったもので…

委員長 倉田委員、これ7年度のお話です。行財政改革まだ立ち上がってない時期ですので、7年度として決算聞いてください。

問（13） 私はもうずっとこれ美術館やめなきゃいけないよねっていう話をする中で、これどうなんですか、どのように考えますか、これここで更新費使ってることについて。

委員長 答弁できる範囲で結構です。

答（こども未来部） まず、指定管理につきましては、令和5年の12月に御議決いただいて指定管理期間5年間というふうにやっております。また、見直すべきことがあれば、期の変わり目のところで見直してまいります。

それから、美術館・図書館の関係で工事の件でございますけれども、当然、運営を続けていくのであれば、不具合があるところを適切に直していく必要があるといった中で、まず非常放送設備については、例えば火災が発生したときに火災の状況を知らせたり避難誘導を行うだとかそういったものですが、設置から一度も更新していなかったというところがございまして、不具合も出てきたというところで更新したものでございます。

それから、汚水槽のポンプのほうですけれども、これもトイレの汚水の排水のポンプということで、2台あるんですけど、そのうち1台が故障しておりますので、もう1台壊れてしまうと排水ができなくなってしまうといったところで工事を行ったものでございます。

問（13） 281ページの先ほどから言ってる、たかはまスポーツクラブのスポーツ施設の指定管理なんですけど、その都度今見直されたということなので、見直しがあった部分について教えていただきたいですし、指定管理としての独自事業をやったのか、それとも見直しで大きく減額させたのか、そのあたりについてお聞かせください。

答（こども未来部） スポーツ施設指定管理料の件ですけれども、令和6年度の決算額と比較していただきますと、令和7年度の決算額は約280万減額となっております。その間、例えば五反田グラウンド、第二五反田グラウンド、LEDの導入なんかも行っておりますので、そういったところの電気代のほうが節減されたりですとか、あとは利用料金収入がもともとの予算のときにもたくさん入ってくるようにということで利用料金収入の目標のところも高く設定されてというようにところで指定管理料を抑えているというところで、私どもとしては、このスポーツ施設

の指定管理のところで非常に効果が高くやっただいてというふうに認識しております。

問（13） 今の話でいくと、いわゆる利用料金は指定管理料の中に入るっていう契約っていうことになるかと思うんですね。そうなった場合に、例えば今でもグラウンドのところにいっぱい物置立ってるんですけど、その物置については利用料が指定管理者の中に今入っているんでしょうか、どうなんですか。

答（文化スポーツ） 物置が指定管理料の中に入っているかどうかというところでございますけれども、こちら物置につきましては施設の管理の必要があるというところですか、スポーツ事業を行っていただくというところで公益性が認められるというところで、特に費用が発生するというところにはなっておりません。

問（13） 指定管理者がその物置を管理してるっていうような答弁かと思うんですけど、本当にたくさんいろんな建物が建っていて、いろんなグラウンドの駐車場とかに、グラウンドの中もあるんですけど。それらの今いろんな大きさの物置があるんですけど、それらの設置についてはやはり自治体がきちんと法令に基づいているかどうかの管理というか確認が必要かと思うんですよ。それについて、確認申請とか、それから設置に基づく、いわゆる建築基準法とか、そのあたりってしっかり管理されてるんでしょうか。確認されてるんでしょうか。

答（文化スポーツ） グラウンドですとか碧海グラウンドの駐車場にあるその物置の話をされているかなと思いましたがけれども、こちらはT S Cさんの教室事業ですとか、あとは市との共同事業である愛知駅伝で使用するような備品というものが入っているというものになっております。

こちらのT S Cさんは、スポーツ庁が提唱する総合型地域スポーツクラブで、いつでもどこでも誰でもいつまでも、これを合言葉に主に市民に対して、誰もがスポーツや文化を楽しめる環境を提供して生涯を通じて体力や技能の向上を図ることができるという様々な事業を行っている団体でございます。そういうわけで、こちら行政財産目的外使用の申請が出まして、こちらは競技力の向上ですとか、市民同士の触れ合いですとか、連帯感の醸成ですとか健康増進ということで、高浜市の総合計画ですとか生涯学習基本計画にも資するような公益性の高い事業であるというふうに思われますので、こちらは使用料免除というところで、使用許可をいたしておるところでございます。

問（13） 今聞いたのは使用許可ではなくて、いわゆる設置してあるのはあくまでも市の公有財産というか、市が借りてるものもあるかと思うんですけど、市が管理すべき土地なんですよ。その上に立ってるものについて、いろんな大きさの物置が置いてあったり、建物が置いてある

んですけど、それについて小さいもので建築確認申請要らないものとかもあるんですけど、必要なものとか、それから、設置について、建築基準法上の固定が必要とかいろんな法令上の問題があるんですけど、そういったものって全部これ確認されてるのかなってすごい私心配なんですけど、そのあたり大丈夫でしょうか。

答（こども未来部） 今の御質問の点については調査中でございます。

問（９） 247 ページの 10 款 1 項 3 目の教職員研修事業ですけど、その中で特別支援教育研修会、特別支援教育体験研修会を継続して実施していただいて、とても理解を深めていただきありがたいんですけども、これ実際に教員の方に対しての成果と教員の方の意識の変化がどうなっているのかを教えてください。

答（学校経営 主幹） 特別支援教育に対する教員の意識ということでよろしかったでしょうか。

この夏も教員向けのこの研修を行いました。本来、その特別支援学級に関わる者と、それから通級指導をやっている者が対象の研修だったんですが、実は希望者を多くさらに募ったところ、非常に多くの先生方がやはり参加してくださっていて、特別支援教育は特別支援学級でやるものではない時代に学校自体も突入していて、通常の学級においても特別支援教育の視点を持って対応しなければならない子供たちもたくさんいる状態です。社会全体としてはノーマライゼーションに乗っけていくというところもありまして、先生方の特別支援教育に関わる思いというのは随分高くなって、そして知りたいという気持ちの要求が強いものとなっておりますので、本当に好評というか、たくさんの方が本当に来たいと思っている研修です。ですので、来年度も引き続き、その研修を続けていきたいと思っております。

問（13） 282 ページの 10 款 6 項 2 目の大会等開催状況なんですけど、これ今金額が入らなくなっちゃったんですよね、どこに委託してるのかも分からないし。これ補助金なのか委託なのかも全然今分かんない状況になってますので、こういった形で幾らかかっているのか、教えてください、それぞれ。

答（文化スポーツ） 282 ページの（３）に書いてある大会の話だと思うんですけども、こちら 283 ページに金額を書いてございます。

問（13） そうすると、この主なもので書いてあるもの、これがこっちの 282 に書いてある、例えば、高浜市民スポーツ大会の負担金というのは、この高浜市民スポーツ大会。これはちょっと名前が違うんですよね。高浜市民スポーツ大会と高浜市民スポーツ大会負担金ということなんですけど、少しこれ名前違うけど、これがイコールでよろしかったのかなっていうのと、高浜シテ

イマラソンについては負担金で出てるんですけど、これが全てということではなかったかどうかの確認と、それから、漕艇センターについては載ってないと思うんですけど、載ってれば教えていただきたいですし、レガッタについても載ってないのかなと思うので分からないですし、それから、ニュースポーツ体験会についても載ってないので、ちょっとこのあたり全然分からないので教えていただきたいんですけど。

答（文化スポーツ）　こちら大会等開催状況に載っておる若干表記が違う、第何回とかがついていないとかはあるかと思うんですけども、市民スポーツ大会とシティマラソン、こちら負担金ということで載ってございます。漕艇センターの利用者講習会につきましては、前のページ、こちら 281 ページの漕艇普及事業委託の中に含まれておるものでございます。また、市民レガッタにつきましては、令和 7 年度開催がございません。ニュースポーツ体験会につきましては、こちらはスポーツ推進員さんが行ってくださったものになります。

問（13）　前からずっと私シティマラソンの問題言ってるんですけど、今シティマラソンについては市の職員ってどのような形で協力してるんでしょうか。前からボランティアがすごく何人出さなきゃいけないとか、ちょっと半強制的なところがあってどうかなと思ってたんですけど、これ全国的な問題になったかと思うんですけど、今の状況についてお聞かせください。

答（文化スポーツ）　シティマラソンにつきましては、日曜日に出勤していただくというところで、時間外勤務手当という形でやっております。

委員長　ほかに。

質疑なし

委員長　ほかに質疑もないようですので、10 款教育費についての質疑を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

休憩　午後 2 時 21 分

再開　午後 2 時 30 分

委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、当局より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

答（経済環境） 柴口委員から御質問いただいております、主要成果 222 ページの小規模企業等振興資金貸付状況の減少理由について御答弁いたします。

令和 7 年度においては、令和 5 年、6 年度にかけて新型コロナウイルス感染症対応資金が返済開始時期を迎え、返済負担の軽減を目的とした借換え需要が高まっておりますが、令和 7 年度はこうした借換え需要が落ち着いたということで融資全体の件数が減少したものと分析しております。

11 款 災害復旧費

委員長 質疑を許します。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、11 款災害復旧費についての質疑を打ち切ります。

12 款 公債費

委員長 質疑を許します。

問（13） これまでも委員会ですと委員会だけじゃなくて、やはり金利が非常に高くなっているっていう点から、非常にここについては心配してるんですけど、特に市民税等の減税補てん債、それから臨財債、それから減収補てん債、この 3 点につきまして、これいつ幾ら借りて、残高幾ら残ってて、これいつまでに返すことになるのかっていうことについて、285 ページの金利のところもございますのでお聞かせいただきたいのと、あと、これらの市債について、いわゆる利率の見直しっていうのがあるのかどうかについても確認したいと思います。

答（財務） 今、利率の話が出ましたので、284 ページ、285 ページを通しての質問というふうに理解いたしまして答弁させていただきます。

まず、市民税等減税補てん債につきましては、平成 17 年度借入れで、借入額 8 億 9,700 万円。残高といたしましては、こちらについてはもう令和 7 年度で償還終了となります。平成 18 年に借り入れたものもございまして、借入額 6,970 万円、令和 7 年末の残高、元金利子合わせて約 430

万円、こちらは令和8年度償還終了となります。

臨時財政対策債につきましては、借入年度が平成17年から平成27年度までと、平成30年度、合計17本ありますので総額等でお答えさせていただきますが、借入額は少ないものが9,750万円、大きいものが1本当たり4億4,390万円、合計で約50億円ほどとなっております。残高といたしましては、元利合わせて合計で約15億円ほどになります。償還終了は令和7年度から順次終了してきまして、最終的には令和20年度償還終了となります。

利率の見直しの件につきましては、こちらは20年で借入れしておりまして、中間年度の10年で利率の見直しがあるものが15本、残りは民間からの借入れで全て固定金利となっております。

最後に、減収補てん債につきましては、平成21年に借り入れたものが借入額5億2,970万円で、元利の残高としては1億3,000万ほど。償還終了が令和11年。こちらは全て固定金利となっております利率の見直しはございません。

あともう1本、減収補てん債で、令和2年度に借り入れたものが借入額8,340万円。残高につきましては、元利合わせて約7,400万円。償還終了については令和22年度を予定しておりまして、中間年の10年で利率の見直しがあります。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、12款公債費についての質疑を打ち切ります。

13款 諸支出金

委員長 質疑を許します。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、13款諸支出金についての質疑を打ち切ります。

14 款 予備費について

委員長 質疑を許します。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、14 款予備費についての質疑を打ち切ります。

ここで、認定第 1 号についての質疑漏れがありましたら許可いたします。

問（13） まず歳入のほうで、市税のいわゆる滞納者のサービスの制限について、明確な答えがなかったのでお願いしたいと思います。

答（税務） サービスの利用の制限のことですけれども、一部、昨日も答弁させていただきましたが、例えば一例としていたしまして、補助金の交付について、その補助金を受けるために市税を完納しているということが条件とされているものの中にはございます。その他、いわゆる市税を納めていないことにより、何らかの制約を受けるサービスとか補助金の交付というのがあり得ると思われませんが、それを全て把握しているところではございません。

一方、こちらも一つの例になりますけれども、令和 6 年度、それから 7 年度に税務グループが行いました調整給付、それから不足額給付については、これは市税の未納により、例えば給付を受けることができないということはございません。

問（13） 補助金の交付とかいうお話があったんですけど、個人で補助金、法人はあり得る可能性あるんですけど、個人とかってあんまり考えられないんですけど、何か制約っていうと、何かあんまり具体的な御答弁がなくてすごいあるのか、何かこういうものなのか、ちょっと何かよく分からなかったんですけど、そのあたり分かりやすいようにお知らせいただきたいですし、例えば、未納の方に対してもこういうことがありますよっていう説明も必要なのかなと思うんですけど、そのあたりどうなのでしょう。

答（税務） 一部、私が把握しているところでは、個人の方に対してもその補助金で市税の完納をしていることを条件としているものの中にはありますが、先ほども申し上げたとおり、この市役所の中でどういったものが対象かというのを全て把握しているところではございません。その市民の方へ、未納になった場合にそのサービスの制限、サービスを受けれないとか補助金の交付を受け入れないというところですけども、それは窓口で申請される際に説明をしているものであろうかということだと思います。

答（市民部） 個人のサービスに制限がかかると言いますと、例えば、市民部の話でいきますと、高浜市のスマートハウス設備設置費補助金、太陽光関係の補助金。法人の関係でいきますと、信用保証料の補助金だとか、三州瓦の屋根工事等の奨励金、中小企業のステップアップ補助金といったものに制限がかかっております。

問（13） 主要成果の 49 ページの南部ふれあいプラザの件なんですけど、今、令和 7 年度の契約上は光熱水費は市が支払っているのか、もしくはこの指定管理者が支払っているのかについてお伺いしたいですし、両方の光熱水費もお聞きしたいところなんですけど、ふるふるの光熱水費については、市に直接払っていただいているのか、それか指定管理者に払っているのか。もし指定管理者が払っているようでしたら、その分はそのまま払ってることにはなるかと思うんですけど、以前、これ別のメーターつければいいと思うんですけど、別メーターつけないみたいな話もあったので、これどのように料金発生して、どのような仕組みでこれ支払いのほうをしているのか、教えていただけますか。

答（総合政策） 南部ふれあいプラザの水道光熱費のお話です。昨年度も同じように答弁させていただいておりますけど、まず光熱水費につきましては、南部ふれあいプラザについては指定管理という形になっておりますので、指定管理料に水道光熱費を含めて南部のほうで支払っていただいているという形になります。

それに合わせて、先ほどおっしゃられたふるふるのお話ですけども、そちらにつきましては、ふるふるさんのほうが指定管理者のほうに水道料金を納めていただいているという形で、指定管理料からその分は引いて南部まち協さんに指定管理料をお支払いしてるというような形になります。

金額につきましては、メーターが一応 2 つついていまして、そのメーターを見て、一応振り分けをしているという形で、調べたところではそういう形になってます。

問（13） メーターっていうのは、電気、ガス、水道、全てなんですか。その確認をしたいと思いますし、あと、ふるふるさんの使用料については市に入ってるのか、それとも契約上、指定管理に入っているのか。指定管理に入っているのであれば、その分の減額があるのかどうか、確認したいと思います。

答（総合政策） メーターのほうにつきましては、電気メーターのみになります。使用料につきましては、ふるふるさんのほうで月額金額をお支払いいただいて、こちらは指定管理者のほうに入っております。その分をもちろん指定管理料から引いて、市のほうは南部まち協のほうに払

ってるという形になります。

問（13） ほかの料金については、何か案分、どうやってやるんですかね。特に第1のほうについてはふるふるさんがほとんど使ってると思うんですけど、どうやって案分は、どうやってされてるんですか。メーターが別でないっていうことになる、という形でされてるんでしょうか。

答（総合政策） ちょっと調べさせていただきたいと思います。

問（13） あと、67ページの 트레이ディングケアさんの件なんですけど、トレーディングケアさんって技能実習生の方をいわゆる受け入れて、そこで日本語教室とか日本の文化とか学ばれて、各事業所さんに行かれるっていう事業されてるとかと思うんですけど、そうなってくると、それはそれでやっていただいているとは思いますが、同じように、市が同じような事業をやっていることで、これすみ分けてどういうふうに具体的にされてるんですか。

答（総合政策） トレーディングケアさんは、今おっしゃられたように技能実習生と、もちろん市のほうから出させてもらっているセンターの委託、あと日本語の教室ということをやっていると思います。前も説明をしたかもしれませんが、基本的にはセンターの利用だとか日本語の教室は市内に住まわれている外国籍の方が利用しやすいようにという形でやっております。トレーディングケアさんが別で実習生として来ていただいているような方たちについては、別で自分たちで研修をやったりだとかそういった形で事業勘定等も分けてしっかりやられていると思いますので、そこはすみ分けはできているというふうに考えております。

問（13） そのすみ分けが具体的に私できるのかなと思って、今の話を聞いててもどういうふうに確認をされているのかよく分からないですし、そうすると、いわゆる技能実習生で受け入れた方については、逆に言ったら市で直営でやっている事業には参加されてないんですか、どうなんですか。それは参加はある意味自由といえれば自由なんですけど、ある意味そちらが充実されていれば高浜市のほうにもなかなか来ないのかもしれないですし、そのあたりちょっとよく分からないので。

委員長 決算の内容でお答えください。

「決算の内容ですよ。」と発声するものあり。

委員長 倉田委員、不規則発言やめてくださいね。

答（総合政策） センターだとか日本語教室に参加している、していないかというところになり

ますけども、こちらについてはもちろんセンターの利用等は外国籍の方ですので高浜に住んでいらっしゃるという方になりますので、そういったセンターの利用等はあられるかと思いますが、トレイディングケアさんの事業報告みたいなところで、NPO法人というか法人としてやられているのを見ますと、しっかり勘定が分けられている、我々のセンターを受けているものとそこについては分けていると思いますので、そのあたりはしっかりすみ分けができるというふうに考えております。

問（13） 会計上、分けられてるかもしれないんですけど、私も見ましたが、ただ、であれば例えばそのうちセンターの利用の方がその技能実習生以外の外国人の方がほとんど占めていますよってということか、そのあたりをきちんと示していただければ、ああそうか、すごく高浜市としてもこれは必要性があるなって思うかもしれないんだけど、そのあたりがちょっと私よく分かんないんですよ。そのあたりまでは調査されていないということでしょうか。

委員長 民間の部分と市の直営の部分、市の委託の部分、切り分けて答えていただいて結構です。

答（企画部） まず技能実習生ですけども、日本語をもう既に取得して、L1だとかL2だとか、そういった技能を持ってる方がこちらのほうに来られてると思いますので、こちらの研修は初期日本語教室、本当に初期の日本語を学ぶような教室になってますので、そこら辺はしっかりもう多分受講しなくてもいいというふうな方が技能実習生として来られていると思います。

問（13） 思うんじゃないくて、そこちゃんと調査したほうがいいと思います…

委員長 質疑をしてください。

問（13） 236 ページの8款5項3目の下水道事業なんですけど、負担金、補助金、出資金、このうち、いわゆる都市計画税として幾ら、これいわゆる都市計画税プラス一般会計だと思うんですよ。そのあたりちょっと教えていただきたいのと、後でも結構です、今すぐ分からなければ。ここのうちの都市計画税が幾らそれぞれ充当されてるのかなっていうところと、あと、242 ページの8款8項2目のところなんですけど、委託料で交通安全指導業務委託、こちらについては1回幾らとかというお金はお支払いしてないみたいなので、この委託に使われている費用についてお聞かせいただきたいのと、あと、その下の推進活動業務委託、これもちょっとよく何に利用、どういった形で費用が発生しているのかもよく分からないのでお知らせいただきたいのと、特に今の交通安全推進活動業務っていうのは市でもやってることなので市のやってることとどう違うのかということがよく分からないので教えていただきたいのと、あと、交通防犯維持管理業務委託、こちらについても、いわゆる交通防犯施設っていうことなので、何か標識なのか何なのか

よく分からないんですけど、全てこれは市がやっていなくて全部委託をされているのか、ちょっと内容について教えていただきたいのと、あと、結局、夜間のパトロールを多分これ令和8年度はもうやめちゃった年になるのかなと思うんですけど、夜間パトロールなくなっちゃったとしたら、防犯上で犯罪件数とか増えてないのかどうかについても併せてお願いしたいと思います。

答（財務） 主要成果 236 ページ、下水道事業会計繰出金の都市計画税充当の額ですので、財務グループから答弁させていただきます。

（１）下水道事業会計負担金、約 6,400 万円のうち、都市計画税充当額が 3,994 万 4,142 円、
（２）下水道事業会計補助金、約 4 億 6,500 万円のうち、税充当額が 4 億,6161 万 5,250 円、（３）
下水道事業会計出資金、3 億 7,200 万円のうち、税充当額が 3 億 1,500 万円になります。

答（防災防犯） 交通安全の委託についての御質問をお答えします。

一番上の交通安全指導業務委託につきましては、交通安全指導委員会のほうに委託しております。主な内容としましては、春、夏、秋、冬、年末の交通安全運動ゼロの日の街頭啓発活動などを指導委員会のほうに委託しております。

2 番目の交通安全活動推進事業につきましては、こちらは高浜市交通安全協会のほうに委託しておりますが、主な中身としましては委託内容にありますように、市内交通安全啓発活動の推進ということで、例えば春でいけば交通安全の啓発活動、それから高齢者向けのグラウンドゴルフ大会ですとか、小学生でいけば自転車の乗り方、巻き込み防止の教室を開催しております。

3 点目の交通安全維持管理業務委託につきましては、こちらにつきましてはカーブミラー等の設置、例えば角度が悪いだとか、曇っているだとかの苦情とか要望に対応するものとして総合サービスのほうに委託をしております。

問（13） 一番上の交通安全の指導業務委託については、交通安全指導員さんっていうのは謝礼とかもらってないって聞いたんですけど、この金額が何に充てられてるかちょっとよく分からないなっていうのと、活動業務委託、これ幹部交番にいる人に委託してるんですか。そうではないんですか。ちょっとどういう形なのかよく分からないんですけど、高浜市で直営でやらない理由についても併せて、どこもこういう形でやってるのかもよく分からないので教えてください。

答（防災防犯） まず指導委員会につきましては、個々の謝礼は払っておりません。委員会のほうでそれぞれ立っていただく方へ、例えば夏場でいけば暑さ対策のためのグッズだとか、例えば制服等もございます。それから、2 点目の交通安全協会につきましては、こちらは大本でいくと、愛知県交通安全協会の高浜支部が幹部交番にございます。その中で高浜市交通安全協会として

業務を行う上で、そこの方の人件費を含め、委託として契約をしております。

問（13） 私が聞いたところによると、毎年、安全協会の方が祈願祭というか交通安全を祈願するってということで、御旅行とかに行かれてるっていう話も、研修なのか何かよく分かんないんですけど、それはここには入ってなくて市がどっかで出しているのかどうか、ちょっとそのあたりもよく分らないんですけど。

委員長 市の関係分だけ答えてください。団体でやってる部分については結構です。

不規則発言あり

委員長 倉田委員、不規則発言やめてくださいね。

答（防災防犯） 委託はしておりますが、祈願祭の費用がうちが出しておるというわけじゃなくて、交通安全協会ですので当然会員さんもおられてほかでも収入ございますので、市としては交通安全協会が活動していただく事業に対して、事務局も含め、委託を出しているという形になります。

問（13） 一応、市は予算の見積りをされてるんですよね、もちろん委託なので。

答（防災防犯） 予算のほうについては出させていただいて中身のほうを確認しております。

問（13） 275 ページ、10 款 5 項 5 目の先ほどからの美術館・図書館の件なんですけど、いわゆるこれ収蔵品については令和 7 年度については棚卸みたいなことはしてないよってということなんですけど、これ監査のほうとしてもこれずっとそういったこともされていないのか、どうなのかなっていうところで、特に先ほど収蔵品についても今後やる予定っていうような話もあったんですけど、それはこの指定管理の中でやられているのか。常日頃のいわゆる管理、すごくこれめちゃくちゃ市の財産で大きなものが入っていると思うので、そのあたりはどのようにされているのかについてお聞かせください。

委員長 倉田委員、今、監査委員事務局長に対して質疑をしていますか。それとも文化スポーツグループの所管について質疑していますか。

答（13） そうですね、監査のほうもどのようにチェックをされてるのかっていうことと、やはり紛失品とかないかっていうのは毎年これ本当は棚卸が必要じゃないかと思うんですけど、例えば市の職員でやっているのか、業者委託しているのか、この指定管理の中でやっているのか。先ほどの答弁でいくと、やってないようなお話もあるんですけど、そのあたりをお願いしたいんで

すが。

委員長 答弁できる範囲で結構です。

答（監査委員事務局） 指定管理者監査を令和7年度実施しましたので、その中で確認できることはしておりますが、収蔵庫の中には監査委員が入れませんので、書類上の確認のみになっております。

答（文化スポーツ 副主幹） かわら美術館・図書館本館の収蔵庫の資料の確認につきましては、そちらはかわら美術館・図書館の学芸員が資料リスト等を整理してまして、中の収蔵品の管理も常日頃からしている状況でございます。

問（13） 日頃からしてるってことはそういうチェックシートみたいなのがあって、それを指定管理者がやってるってことでいいんですか。職員は関わられていない。そこがちょっと重要かなと思うんですけど、どうなんでしょうか。

答（文化スポーツ 副主幹） 本館の収蔵庫につきましては、日常的な管理については指定管理者の学芸員がやってまして、適宜、その学芸員がチェックしたリストと言いますか、資料リストがございますので、そちらのリストについては市の担当職員も共有をしております。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、以上で、認定第1号についての質疑を打ち切ります。

以上をもちまして、認定第1号の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後2時55分

再開 午後3時3分

委員長 再開時間前でございますが、皆さんおそろいですので、会議を再開いたします。

認定第2号 令和7年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

委員長 歳入歳出一括質疑を許します。

問（12） 2点、伺います。

まず、決算書 202 ページの 1 款国民健康保険税について、令和 7 年 11 月に厚生労働省が未就学児を対象としている国保の均等割 5 割軽減について高校生年代まで対象を広げる方針を決めました。この令和 7 年度にこの就学前児童の 5 割軽減を全額軽減とすることや、あるいは軽減対象年齢を広げることにについて、市独自の負担軽減を検討したことがあったのか、お聞かせください。

もう一つ、主要施策成果説明書 292 ページの国保推進事業の通信運搬費について、令和 7 年度はこの被保険者証の廃止に伴い資格確認書を 1,532 件、簡易書留で発送しています。この資格確認書は対象となる被保険者全員に届ける必要がありますが、簡易書留で発送したもののうち、不在等による返戻などで本人に届けることができなかったものがあったのか。また、そうした場合にはその後どのような対応を行い、最終的にこの対象者全員に資格確認書を交付することができたのか、お聞かせください。

答（市民窓口） 2点、御質問いただきました。

1 点目の子育て世代の負担軽減のところについては、市独自としては検討のほうは行っていないという形になります。

2 点目の主要成果 292 ページの資格確認書についてでございます。こちらにつきましては簡易書留でお送りさせていただいて返送された件数でございますが、128 件と記録されております。こちらにつきましては記録を残しまして、来庁される機会があれば、窓口で交付ということをしていただいております。なお、令和 8 年の今年の 6 月 1 日現在でございますが、いわゆる留め置き、市で保管している件数はゼロというふうに記憶しております。

問（12） この届かない、戻ってきた人なんですけど、これ資格確認書を受け取れていないことによって、医療機関の受診に支障が生じたという事例はなかったのか、お聞かせください。

答（市民窓口） 何か支障があったかっていうふうなことについては、特にその支障があったということは記録はございません。

問（13） まず、令和 7 年度決算をどのように総括しているのかってということで、現状や課題を踏まえて今後どのように対応していくのか、教えてください。

答（市民部） 国民健康保険事業の状況でございますけれども、加入者数は年々減少しているということ。医療の高度化等によりまして加入者は減少しているものの、県へ支払う納付金が増加

しておりまして、1人当たりの負担感が非常に高くなっております。その財源の対応としては支払準備基金の取崩しに依存するような結果となっております。

これは支払準備基金の残高をできるだけ早く既存の加入者にお返ししようという、そもそもの方針によるものでございまして、令和7年度末には約1億円となっておりますので、今後、基金に頼らない財政運営に切り替える段階にあるというふうに考えております。

今後につきましては、加入者数の状況、療養費の状況、県への納付金の動向、収支の状況、国保税の状況など、これまで以上に動向を注視するとともに、事務の効率化や適正な執行に努めて安定的な国保運営につなげていきたいというふうに考えております。

問(13) 決算ということで、令和7年度末の基金残高について確定してるんですけど、これまでの推移と、この確定したことで今後の見通し等についてお聞かせください。

答(市民窓口) 基金残高の推移についての御質問でございます。

それでは、令和4年度から4、5、6、7で申し上げます。

各年度の基金残高でございます。令和4年度、3億2,867万471円、令和5年度、2億7,554万3,462円、令和6年度、2億327万7,637円、令和7年度、1億359万2,134円となっております。

問(13) これが確定したことによって、これまでの見通しについてお聞きしたいんですけど、また一緒にお答えいただければいいんですけど。

302ページの2目のところなんですけど、健康診査費用助成事業、これ検診名がそれぞれ出てるんですけど、これそれぞれの市の助成額と、それから、豊田会のみで実施している検診名、それから豊田会のみとしている理由についても併せてお聞かせください。

委員長 答弁できますか。

答弁なし

委員長 では、後ほどということでよろしいですか。

問(13) 303ページの国保ヘルスアップ事業についてお伺いしたいんですけど、国民健康保険事業というのは、保健事業を実施して被保険者の健康保持・増進により給付費を抑えることが大事であり、保健師の果たす役割、非常に私大きいと思うんですけど、国保ヘルスアップ事業等で実際にこの事業に従事されている保健師さんは何人いらっしゃるのかっていうところと、他市と

比べてこれどのような状況にあるのかについても併せてお聞かせいただきたいと思います。

答（市民窓口） 主要成果 303 ページの国保ヘルスアップ事業についてでございます。

こちらの各事業に市の保健師がどれだけ関わっているかというところでございますが、実際、委託にこれ全て出しておりますので、専属の保健師がここについていることはございません。

なお、近隣市の状況でございますが、はっきり調べているわけではございませんが、近隣市の状況を聞いておりますと、国保の担当の保健師はいらっしゃるというふうなことは聞いております。

答（市民部） 先ほどの基金の状況でございますが、先ほどのとおり、令和7年度は1億円300万円ぐらいになったんですが、令和8年度に6,600万円ぐらい当初予算で崩しておりますので、残りが少なくなっているという状況でございます。

あと、302 ページの豊田会に委託している検診名ということでいきますと、これ福祉部のほうと連携しながらやっておりますので、総合検診と成人ドックが豊田会に依頼しておるという状況でございます。

問（13） 今のところでちょっと答弁漏れで、検診名、これそれぞれの助成額と、あと、なぜこれ豊田会のみにしてののかというところについても後でも結構ですのでお答えください。

それから、国保の担当の保健師の方が今見えないっていう話で、私てっきりそこに1人お見えになるので、見えるのかなと思ったら後期高齢の担当だったということで、今、国保のほう見えないんですけど、国保のほうの保健師が見えないことによるデメリットについてお聞かせいただきたいと思います。

それから、ここに載ってきてないんですけど、国民健康保険生活習慣病重症化予防事業委託っていうのをされてるんですよね。これを株式会社データホライゾンというところに委託されてるんですけど、これ委託内容についてどのようなことなのかっていうことと、ほかにもちょっと関わってくるんですけど、健診っていうのはやはりその人の体の中のいろんなデータが分かるっていうことで、中には知られたくないっていうふうに思うようなプライベートなことがほとんどになるんですけど、あえてこれ民間に委託している理由についても併せてお聞かせいただきたいと思います。

答（市民窓口） 何点か御質問いただきました。

専属の保健師さんがいないことのデメリットというところでございますが、主要成果のほうに上げさせていただいておりますけれども外部の業者さんに委託を出して、その具体的にやはり専

門的な知識が必要となってまいりますので、それに対してどう対応していくとよいかみたいなどころのノウハウのところ保健師以外の、例えば事務職ですとそこの判断が難しいですとか、そういったところはあるかなというふうに考えております。

続きまして、糖尿病性腎症重症化予防事業です。こちらにつきましては、主要成果 303 ページの（２）の真ん中のところに載せさせていただいておりますけれども、重症化予防のために医療機関に糖尿病治療しており、腎症期 2・3 期に該当する方を対象に主治医と連携しながら、6 か月間の保健指導プログラムを実施したといった、内容についてはこちらとなっております。

問（13） 答弁漏れのところは後でも結構ですので、またちゃんと教えていただければと思うんですけど。

いわゆるさっき言ったみたいにこのデータホライズンもそうなんですけど、あと特定保健指導、前からずっと私、問題視してるこの特定保健指導なんですけど、これについては令和 7 年度を見ると、高浜豊田病院とスギウェルネス株式会社と株式会社アクトス、この 3 つに委託をされてるのかなと思うんですけど、調書を見させていただくと。わざわざこの 3 つにしてるっていうのもよく分からないですし、それから、やはり先ほど言ったみたいに、すごくプライベートな情報を民間企業の方は知るということで個人情報保護法には違反してないかもしれないんですけど、やはり私としてもそういうのが民間に知られて、それが万が一、外に出た場合っていうのは手立てとしては訴訟とかしかなくなっちゃうので、すごくリスクも高いし、自分自身も精神的にもどうかなっていうところがあるんですけど、そのあたりについて特定保健指導について、なぜ 3 者に委託をしたのか、民間に委託をしたのか、保健師が足りないからなのかなと。昔は保健師でやってたって話なんで、保健師が足りないのかなっていうところと、あと近隣自治体の状況についても併せてお聞かせください。

答（市民窓口） 特定保健指導について御質問いただきました。

まず、高浜豊田病院様、スギウェルネス様、アクトス様、3 者ということでございます。調書のほう御覧になったということですが、まず、アクトスにつきましては令和 6 年度にこちら保健指導を委託しておりまして、令和 6 年度アクトス様なんですけれども、例えばその年度の終わりぐらいに健診を受けられて、その方が保健指導の対象になりますってなると、最大 6 か月間の保健指導期間が必要となりますので、その上でどうしても年度をまたいでしまうといったことがございますので、その方についてアクトスのほうが、令和 7 年度についても令和 6 年度継続分という形で、それで保健指導をしていただいたということで支出が発生してるということでござ

います。

高浜豊田病院様につきましては、例えば総合検診、成人ドックを受けられ、検診をしてその後そのまま保健指導していただけるということで高浜豊田病院さん。あと高浜豊田病院様以外の市内の医療機関で特定健診を受けられた方に対しては、スギウェルネス様のほうが特定保健指導をしていただけてるといった形になるため、3者になるといった形になります。

あと、個人情報の扱いですとか、ちょっとその辺、御心配があるということですが、そもそもこの特定保健指導自体を外部委託できるということは、当然御認識のとおり、高齢者の医療を確保する法律の上でも外部委託は可能ですよといったことはうたっておりますし、実際契約を交わす際にも、厚生労働省のほうが示してるガイドラインですとか、その手引きに沿ってきちっと個人情報も含めて取扱いを守った上で委託をするというようなことを行っておりますので、そこは御心配なきようというところでございます。

問（13） ちょっとこれよく分からないんですけど、昨年の5月21日に入札されたこのスギウェルネスさんの高浜市国民健康保険特定指導業務委託、これ落札率が100パーになってるんですね。単価契約って書いてあるんですけど、ほかの今のお話だと、契約、先ほどのアクトスさんに関しては、やはりその実績を追ってくっていうところでまた別の契約方法なのかなと思うんですけど、これ100パーで落札されてるのでこの点についてお聞かせいただきたいのと、あと、やはり民間に委託をするってということで、先ほどから言ってるようにプライベートな情報が全部流れちゃうよっていう話からすると、医師会さんとかからはどのような意見があるのかなっていうところと、あと、近隣自治体の委託状況についてはお答えがなかったので、お願いいたします。

答（市民窓口） 何点か御質問いただいております。

令和7年度の特定保健指導業務委託の入札状況でございますが、スギウェルネス様以外にも指名競争入札ということで5者を指名して、そのうち、スギウェルネスのほうが落札をしたっていう形にはなっております。ほかの4者につきましては、実際に入札がなかったという形になります。

続きまして、近隣市の自治体の状況でございますが、今回、スギウェルネスを高浜市のほうでは契約しておりますが、近隣市の状況で同社に委託をしているところについては、西尾市様のほうが同じくスギウェルネスに委託をしているといったことは聞いてございます。

医師会からの声につきましては、今年度、実際、健診を実施する際に、こういった形で進めますという中で特定保健指導につきましてもスギウェルネスのほうに決まった際に、実際、皆さん

に配布していただくチラシですとかそういったものはお配りをさせていただいておると、また医師会様のほうにもこういった民間の企業様がこういった受託するということは問題ございませんというようなところはお示しをしているところでございます。

問（13） 医師会から厳しい意見があったというのは聞いてるんですけど、やっぱり民間に委託するってことは。それは御承知されてないんですかね、今のお話だと。あとはやっぱり先ほど、西尾市がスギさんに委託してるよって言ってるんですけど、私が調査したところ、令和8年度、全部じゃないんですよ、西尾市も。全部じゃないんですけど、一部なんですけど、令和7年度も一部で同様ですかね。ほかのところはいわゆる公的機関だったり、自分とこで病院持ってるそこは病院だったりとかいろいろあるんですけど、いわゆる公的機関っていうのもあるんですよ。そういうとこにやっているとこもあるので、その検討はされなかったのかなっていうところと、あと、結局、この保健指導による成果っていうのはどのように出ているのか、教えてください。

答（市民窓口） 西尾市様の令和7年度については、すいません、私も今年度の状況どうですかというところを確認しましたので、ちょっと前年度についてはちょっと把握はしておりません。

また、先ほど言われたように、全てではなくスギウェルネスに外部委託する部分といわゆる直営というか、市のほうでやるっていう部分に分けているっていうところは私もその辺は聞いておるところでございます。

続きまして、その効果というところでございますが、令和7年度についてはまだ数字がでていないんですけども、この特定保健指導のいわゆる完了率というか、実施率についての推移を御案内いたしますと、令和4年度から申し上げますと、ちょうど委託を始めたところで申し上げますと、11.4%、令和5年度が11%、令和6年度が9.1%、この3年を見ていくと上がってきているといったところが保健指導の実施率としては、本市としては推移しているところでございます。

問（13） 今のパーセントというのがよく分からなかったんですけど、効果についてお聞かせいただきたいんですけど、そこはどうだったんでしょうか。それから、内部でやっぱり公的機関をやっぱりうちが保健師をまず考えると思うんだけど、保健師は足りないなと思えば、やっぱり公的機関について検討されたのかなっていうとこだし、公的機関についてはどういった健康指導をやっているのかってのホームページ見てすごい明らかに分かるんですよ、どんなことやっているのかっていうのが。なので、やっぱりそういうところをまずは優先で決めていただきたいと思うんですけど、そういった検討はされなかったんですか、どうなんですか。

答（市民窓口） 効果のところでございますけれども、先ほど申し上げた実施率ということで、

数値的に下がってきているというところは具体的な数字にはなってございますが、効果のところにつきましては、やはり保健指導という性質を考えますと、当然、予防のため、将来健康でいるためとか予防のために皆さんに受けていただく、健診を受けていただいてその後、実際の指導が必要な方に対して受けていただくっていう形になりますので、それが直営ではなくて外部に委託したっていうところになります。外部の委託のところにつきましては、一定の効果はもちろんあるかなと認識しておりますが、先ほども申し上げたように、実施率としては下がってきているので、そこ自体は課題があるなというふうに考えております。

その内部でいわゆる保健師との調整というところにつきましては、課題としては共有しているところではございますけれども、実際、今は現状としては決算としては外部で行ったといったところでございます。課題というところは認識しているところでございます。

答（市民部） 保健事業をスギウェルネスさんに委託していることが云々かんぬんという話がありますけれども、全く保健師が直接やること、また公的機関がやること、そこがいいとは我々には思ってません。委託は委託で別にそれはこの保健事業が進めばいいだけの話で、課題も確かにあることはあります。なかなか電話を受けてもらえないということもありますので、それは保健事業を日々といいますか、本当に今、後期高齢にいます保健師とも協議しながら、どういう方法がいいんだろうということは常々模索しておりますので、何がいいとか悪いとかじゃなくて、保健事業がどの方法が進むのかという観点から、今後、対応をしていきたいというふうに思っております。

それと、特会ですから時間がございませんので、先ほどの総合健診とかの補助の額ですね。要はこれ普通に受けると1万2,000円かかるんですが、国保に入っておられると6,000円の補助が出るということで、あと細かいところは後ほどこの決算委員会が終わった後に担当のほうに確認いただけたらいいと思います。

あと、豊田会でなぜ総合健診と成人ドックを行っているのかというのは、市全体として総合健診、成人ドックは豊田会に委託している。その理由としては、やはり個人的に考えるのは設備がしっかり整っておって、個人の病院で総合健診というのは項目も多いでしょうからなかなかその対応ができないという中で、例えば胃検診できるところは手を挙げてもらって胃検診をしていただくという、一律に決めるのではなくて、よりいい病院を選択しているということと考えております。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、以上で、認定第2号についての質疑を打ち切ります。

認定第3号 令和7年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について

委員長 歳入歳出一括質疑を許します。

問(13) まず、令和7年度の決算どのように総括しているのか。また、現状や課題を踏まえて今後どのように対応していくのか、教えてください。

答(土木) 令和6年度から7年度の推移といたしましては、市の買戻しによる土地の売却収入及び取得として事業費が推移しておって、その差額が出ておるという状況になっております。

今後につきましても、市からの取得依頼に基づきまして、先行取得であったりですとか、その後、市からの買戻しにより処分をしていきたいというふうを考えております。

問(13) 今、先行取得っていう言葉が出たんですよね。土地開発公社も先行取得なんで、これどういうふうにすみ分けしてるのかよく分からないので、私は土地開発公社ももう今処分してる場所もたくさんあるんだけど、うちは処分もせずにそのままやってるってことで、今回のこの土地取得費特別会計、この設置目的とか運用の違い、そのあたりについても、もう一度お聞かせいただきたいのと、あと、保有している土地については一覧のみということになるのかなと思うんですけど、とりあえずそこまでお願いいたします。

答(土木) 土地取得費特別会計で買戻す場合に、基金による運用でもって取得をしていく場合がございます。その際に物件移転補償ですとか、あとは相手方によっては契約後、複数年、保証によって買戻し、取得にかかるようなものにつきましましては、基金ですとか特別会計ってのができないものですから、そういったものにつきましましては公社による先行取得という形での手法を取っております。

問(13) そこがよく分かんないんですよね。物件移転補償とかについても公社でも同じように買戻しをしてるんですけど、公社は買戻しする期間というのも効率的に…

委員長 倉田委員に申し上げます。倉田委員、話を聞いてください。

開発公社と今回の特別会計のほう、比較する場面ではありません。決算についてしっかりと質疑を行ってください。

問（13） ですから、土地取得費会計のこの存在自体が私は必要かなと思ってるんですよ。この存在が必要かなっていうところで、例えば市が直接土地を買うこともできるし、先行取得だったら公社でもできるもんだから、それであえて私は聞いてます。なので、そこがちょっとよく分からないので、今回の件についてもこの載ってる件についても、あえてこの土地取得費会計で鮫川用地ですか、こちら購入したのは、今回、これ土地取得費会計なもんですからその理由についてお聞かせいただけますか。

答（土木） 今回、鮫川の事業用地の取得につきましては、物件移転補償等の補償費というのは発生しておりません。土地のみの取得となっております。

こちらにつきましては県の補助事業を活用して、こちら河川事業のほうの推進を進めております。県の補助事業におきましても、その事業費を平準化させるという意味合いもありますので、先行でまずは基金、特別会計で買わさせていただきまして、その後、県の河川補助の補助金の額に応じまして、買戻しする際には適切な土地を買戻していきたいという形で、予算を平準化を図るという意味合いも込めて、この先行取得っていう事業でもって進めさせていただいております。

問（13） 以前、高取小学校の東側の土地については土地特会で持ってるよっていうことだったんですけど、ここが持ってるんじゃないのかなと思ってるんですけど、そうなってくると、その土地を所有してるっていうのがちょっとよく分からないんですけど、それは私の勘違いですか、間違いですか、どうなんですか、ちょっとよく分からないんですけど。

答（土木） 高取小学校の東側の土地につきましては、代替地として以前取得をしております。ただ、その代替地としての事業が代替地として相手方にお渡しするものがまだないものですから、今所有をしているという状況でございます。

今後、事業を進める上で有効な代替地であるということで当時買わさせていただいて、今現在保有しているという状況でございます。

問（13） 当時はどこの代替地で購入予定だったのかなっていうのがよく分からないのと、あと...

委員長 倉田委員に申し上げます。今、高取小学校の代替地について審査をする場面ではございません。今現状に置かれてる決算についての審査をしておりますので、それに関する質疑を行ってください。過去のものになります。よろしいですか。

問（13） いや、これすごい決算に関係してますよね。だってこれ土地をある意味、言い方悪いかもしれないですけど、遊ばせてるんであれば、それすごいもったいない話ですよ。これを有

効活用するなり、売買するなり、今非常に厳しい状態なのでこれを何とかしないといけないと思うんですよね。なので、その理由をやっぱりちゃんと聞きたいと思ってます。これ非常に決算に問題が、どうするのかなというところで、令和7年度これを見ると、特にその土地については動いていないので、やはりそれは何で動かなかったのかなっていうところ私聞くべきだと思ってるので非常にこれ決算に関連してますので、後でも結構です、これ調べて後でも結構なんですけど、特にこの鮫川用地についてはこれいつ一般会計で買戻される予定なのかっていうことと、今の話でいくと、土地開発公社で購入せずに土地取得費特別会計で購入したのは、先ほどおっしゃった理由のみということになるのかどうかっていうところについてお聞かせいただき…

委員長 質問が繰り返しになっておりますので、まとめて質問をしっかりと行ってください。趣旨を理解して質問を行ってください。

答える範囲で結構です。

答（土木） 鮫川の用地取得につきましては、県の補助事業を活用するために今回特別会計でもって取得して、買戻してもらうという事業で進めさせていただいております。

問（13） 何で一般会計でできないのかなっていうのがちょっと私にはよく分からなかったんですけど、何で土地開発公社でもなく、ここだったのかなっていうのがちょっとよく分からなかったもので、もし私にも分かるように御説明していただけるのであれば御説明していただけると助かるんですけど、あと、積立金があるんですよね、ここには。156万7,824円なんですけど、この基金を積み立ててることによる今後の見通しとか、この理由とか、そのあたりについて御説明いただければ助かります。

委員長 答弁できますか。

7年度分に関しての答弁だけで結構です。

答（都市政策部） 今の312ページの156万7,824円の話かと思いますが、こちらは基金の土地を活用して得たお金をまた基金でいろいろ土地を買う場合の原資にするために、こちらのほうに積み立てていくというものでございます。

問（13） 何か喫緊で予定があるんですか。ちょっと金額的にも少ないし、何かそのあたり、これどうやって今後運用していくのかなっていうのもよく分からないんですけど。

委員長 決算ベースでお答えください。

答（都市政策部） 先ほどからありますように、土地開発基金ですとか公社、一般会計、それぞれのタイミングでどういう土地を買うかっていうときに、土地開発基金については現金で持っ

て直接そのまま買えるという利点もありますので、そういった土地を購入する、いざというときに速やかに購入するというときに備えて、こういった形で基金に積み上げているというものでございます。

問（13） 部長に聞きたいんですけど、今、一般会計があって、公社があって、基金があるんですよね。この基金のこの特会がなくなると、非常にこういう場合は困るなっていうのはあるんですか。どうなんですか。

委員長 倉田委員に申し上げます。もしもとか、たればという話はこの場で議論する場ではありません。今、基金がある前提で決算を行っております。ない場合っていうのはあり得ないので。

「委員長、13 番。」と発声するものあり。

委員長 まだ私が話しています。ですので、質問の仕方を変えてください。

問（13） たれば、だめって言うんで、あえて7年度もこれ基金をそのまま特別会計を残している理由について教えてください。

答（土木） 先ほど都市政策部長がお答えしたとおりですけども、公社で取得しようとしますと、銀行からの借入れ等が必要になってまいります。その分時間を要します。ただ、相手側から急を要して取得する必要がある買って買わなければならないときに、一般会計ではすぐに予算が取れない場合につきましてはこの特別会計でもって取得するということで、この予算の枠をっておるという状況でございます。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、以上で、認定第3号についての質疑を打ち切ります。

認定第4号 令和7年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について

委員長 歳入歳出一括質疑を許します。

問（13） 同じく、令和7年度の決算はどのように総括しているのか。また、現状課題を踏まえ

てどのように対応していくのか、教えてください。

答（財務） 総括でございますが、駐車場料収入、歳入がマイナス 70 万ほどあったものの、実質収支としては約 270 万円、基金も約 440 万円積めたということで、令和 15 年度以降に大規模改修を予定してますので、そこにつながる財政運営ができたと思っております。

問（13） 今の手数料ちょっとこれ、今回 72 万 6,180 円の減という今御説明あったけど、これについての要因か何かは分析をされてるのかどうか。後でも結構ですので教えてください。

あと、基金の積立てが今回 393 万 8,000 円ということで、将来的にやはりここ大規模改修をしないといけないというところになってきますし、市がいきいき広場自体を今後使っていくかっていうところにも関わってくるのかなと思うんですけど、とりあえずは積み立てておかないと維持していくには必要な経費なのかなと思うんですけど、見通しとしては今のところ順調に基金の積立ての伸びというか、問題ないということでよろしかったでしょうか。

委員長 令和 7 年度ベースでお答えください。

繰り返しの答弁につきましては、答弁しなくて結構です。

答（財務） まず、使用料収入の要因でございますが、令和 7 年度は令和 6 年度の使用の実績を踏まえて定期利用枠を増やしました。結果、定期利用料金は増えたものの、一般利用料金が大幅に減ったということで差引きマイナス 70 万円となりましたので、今後の課題はまず適正な定期利用枠を何台用意するかというのが検討課題となっております。

基金につきましては、先ほどの金額を積むことができましたので、大規模改修に向けて順調に積めているというところでございます。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、以上で、認定第 4 号についての質疑を打ち切ります。

認定第 5 号 令和 7 年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

委員長 歳入歳出一括質疑を許します。

問（12） 1 点伺います。

主要成果説明書 323 ページで要介護認定者数が書かれているんですが、これまでの質疑ではこの要介護 1 以上の方には障害者控除対象者認定書の制度を案内するチラシを同封しているとの答弁がありました。令和 7 年度にこのチラシを同封した人のうち、実際に認定書の申請に至った人、これ何人いたのかをお聞かせください。

答（介護障がい） 令和 7 年度になりますが、申請をいただいた方については 84 件となっております。

問（12） 瀬戸市の認定書のこの自動送付を中止した後、発行数がこれ 5,277 万円から 865 万円と大きく減少したようなんですが、果たしてこの現在のチラシ同封による周知でこれ十分であるということなのか。漏れを防ぐためにチラシの同封以外の方法について、令和 7 年度、これ検討したことあったのか、お聞かせください。

答（介護障がい） まず、要介護 1 以上と認定された方に対してはその時点でまずはこういった制度がありますよというお知らせを送っております。さらに、合わせて昨年度申請していただいた方については自動で送っておりますので、一応、二重の周知をしているというところで、このまま制度の内容、やり方を今のところ変える予定はございません。

問（13） では、同じく介護保険特会について、令和 7 年度の決算はどのように総括しているか。また、現状や課題を踏まえて今後どのように対応されていくのか、まずお答えください。

答（福祉部） それでは、まず保険事業勘定の総括で申し上げます。

主要成果の 323 ページの事業概要にありますように、被保険者数は前年度と比較して増加した一方で、認定者数は減少、サービス受給者数もほぼ横ばいとなっております。これはこれまでの取組の積み重ねの結果になるというふうに捉えているところであります。

一方、介護給付費については前年度と比較して 3,000 万余りの増となっております。ただ、介護保険事業計画の計画値とを比較すると、94.3%と下回っている状況であり、想定内の範囲で運営ができたものというふうに捉えております。

また、7 年度は次期事業計画の策定に向けて、アンケート調査などの準備に着手した年度でもありました。順調に進めていることができております。引き続き、分析、検証の下、計画策定に取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、サービス事業勘定の総括でございます。

昨年度と同様、介護予防ケアマネジメントの件数が増えまして、作成手数料の収入が増加をしております。センターの職員の活躍のあかしだと捉えております。その一方で、地域包括支援セ

ンター職員のマネジメントに要する時間が増加しております。その結果、ほかの事業に時間がか
けられないといった事態も生まれております。

今後も要支援者の増加が見込まれます。センターとしての機能が十分に発揮できる体制づくり
が急務だというふうに考えております。

問（13） 主要成果の 323 ページの介護保険料のところを見ると、普通徴収の滞納者が 174 名で
10.3%減って書かれてるんですね。これ滞納者数ずっとこれまで一般会計から聞いてきたんです
けど、ここには記載されているので非常に分かりやすいなっていうところ、ここは評価したいと
ころなんですけど。滞納整理、これは同じようにどのように実施されて、滞納者に対してサービ
ス提供に何か影響あるのか。また、時効について何年なのかについて教えてください。

答（介護障がい） まず滞納整理についてですが、納付期限からおおよそ 20 日以内にまずは督促
状を送付します。その督促期限が切れてもなお納付されない方については、催告というような流
れになっております。今回、滞納者が 10.3%の減となったところですが、令和 7 年度からちょっ
とやり方を変えたところが 1 点ございまして、催告の際に、これはほかの自治体のやり方も参考
にしたんですが、封筒の色を赤くしました。ただそれだけでこれは何だということで問合わせが
多く来まして、実はこういう内容なんですっていうのを御説明した上で納付をお願いしますとい
うところにつながったというところがございまして、これについては今年度も引き続き継続し
てまいりたいと思っております。

引き続き、サービスに支障があったかというところですが、滞納者の方でデイサービスに何か
支障があった方は令和 7 年度はおりません。あと、時効については介護保険は法律により 2 年と
なっております。

問（13） なかなか何か面白い実践してるなと思ったんですけど。

343 ページにまいります。4 款 3 項 2 目の 1 の在宅医療・介護連携推進事業についてお聞きし
ます。

下の表のところ、刈谷豊田総合病院に在宅医療・介護連携に関する相談支援の委託料、こちら
については定額なのか、実績による支払いなのか、教えていただきたいのと、令和 7 年度の支払
いについては、委託実績の人数が記載されていないんですけど、これなぜなのかっていうところ
と、刈谷豊田総合病院のみに委託している理由についても併せてお願いいたします。

答（福祉まるごと相談） 在宅医療の委託に関しまして、医師会と刈谷豊田総合病院のほうに委
託させていただいておるんですが、こちらに関しましては、実は 3 市、刈谷医師会の 3 市、高浜

本市と刈谷市と知立市、3市で委託させていただいております。3市で事業のほうを一括して委託させていただいて、負担のほうも3市でやらせていただいておりますが、実績のほうにつきましては、刈谷のみに委託している理由としまして、そこからお答えさせていただきます。

そこに対しては、先ほど言ったとおり、3市で委託することによって負担のほうが安くなるというところがございます。例えば、私どもだけでこの委託事業を委託した場合、1市で負担することになりますので、やはり刈谷医師会の管内の3市で一緒にやったほうが安いというところで、一緒にやらせていただいている部分もありますし、あと、刈谷豊田総合病院というところがこの地域の中心になっておりますので、医療連携の際にやはりつながりやすいというところで、刈谷豊田総合病院のほうに委託させていただいております。

委員長 その先どうですか、答弁できますか。

後ほどということ。

問（13） また後で結構ですので、いわゆる委託の実績の人数がこちらについては記されていないので、記さない理由と実績人数について教えていただきたいのと、あと、今3市でやるっていうことになると、3市で負担金みたいな形でやられるのかなと思ってるんですけど、その金額についても…

委員長 倉田委員、先ほど答弁ありましたよ。

問（13） やるから、その金額についても載っていないので…

委員長 ここ繰り返さないくださいね。

問（13） 載っていないので、高浜市の分について教えてください。聞いてください、最後までお願いします。私はそこ確認してるわけじゃないんです。金額を聞いてます。

それから、346 ページの5款1項1目の1の基金積立なんですけど、介護給付費準備基金積立金が1,927万8,000円、前年度比より374万5,000円減少している。こちらについては、先ほど部長が総括していただいたんですけど、それに当たるのかどうか、何か主な原因があるのかどうか。

それから、令和7年度末の基金残高による今後の見通しについてお聞かせいただきたいのと、同じく346 ページの6款2項1目1の一般会計繰出金、これ重層支援体制の整備について介護特会から一般会計1,166万7,000円、繰り出してるんですけど、この繰出金はどのように算定されているのか、教えてください。また、ここから繰り出している理由についても併せてお聞かせください。

答（福祉まると相談） 先ほど御質問いただいた刈谷豊田総合病院の件数の件なんですが、こちらにつきましては3市全体で97件の相談を受けておるといふふうに報告をいただいております。

続きまして、委託料のほうなんですが、こちら本市のほうは438万6,511円ということになっておりますが、委託総額3市の全体では1,745万7,597円ということになっておりまして、こちらを3市で人口割と均等割ってことで、それぞれ人口によってちょっと変わってくるんですが、うちが一番低い金額でこの金額でやらせていただいているということになります。

答（介護障がい） 主要施策成果346ページの基金積立金というところで、おそらく300万円ほど増ということになります。この増については、先ほど福祉部長からの総括もあったんですが、計画値よりは思ったほど給付費が伸びていないというところで、それだけ少し積み立てるお金が増えたというところでございます。

年度末の基金につきましては、今後の活用というところでございますが、基金の積立てにつきましては、これは次期計画のところで保険料を決める際に取り崩しをして、保険料の抑制に活用するというところが基金の主な使い道になりますので、これにつきましては令和7年度は計画改定の年ではありませんので、そのまま積んで、次期計画の改定、来年度になりますが、そこでの取崩しを予定しております。

同じページ、一般会計繰出金の件ですが、これにつきましては重層支援交付事業につきましては、特別会計から一般会計に繰出しをした上で、一般会計から事業を行うというようなそういった制度設計になっておりますので、特会からの繰出しをやっております。

この金額の内訳につきまして、現在手元に資料がございませんので、また後日の回答でお願いいたします。

問（13） 後からで結構ですので教えていただきたいのと、あと、介護特会からいわゆる一般会計へ繰り出すっていうのは、何かそういう形でないと補助金が出ないとか何かいろんな理由があるかなと思うので、あえてここで繰り出してる、介護保険から重層的に繰り出すんだっていうのでちょっと私びっくりしたところがあるので、多分これ理由がちゃんとあるのかなと思うので、また後でも結構ですので教えていただきたいのと、あと、刈総への委託料の1,745万7,000円、このうちのうちが478万、この内訳はいいんですけど、この1,745万7,000円っていうのは、どうやってこれ決まってきたのかなっていうところがちょっと不思議なので、それについて後でも結構ですので、お答えください。

答（福祉まると相談） 1,700 万という数字は、刈総と刈谷医師会、両方とも足した数字が 1,700 万ということになる。刈総だけでいきますと、767 万 2,597 円になります。

問（13） この 767 万っていう金額は、いわゆる 3 市の金額ですかね。そうすると、その刈総分が高浜は幾らになってるのか。それから、3 市でさっき 97 件という話があったんですけど、それ以上は今高浜市としては何件かっていうのは分かんないっていうことでよろしかったでしょうかね。

答（福祉まると相談） 高浜市分としまして 192 万 7,867 円というふうになっております。本市の件数としましては、このうちの 20 件程度というふうに報告を受けておるんですが、詳細までは申し訳ありません。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、以上で、認定第 5 号についての質疑を打ち切ります。

認定第 6 号 令和 7 年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

委員長 歳入歳出一括質疑を許します。

問（12） 1 点伺います。

主要成果説明書 358 ページ、後期高齢者医療推進事業について、後期高齢者医療の資格確認書について伺います。

昨年度の決算質疑でも保険料の滞納がある人について、これ資格確認書を一齐に交付せず、窓口で納付相談を行った上で交付しており、一部には交付できていない人もいたとの答弁がありました。その際、愛知県後期高齢者医療広域連合から保険料滞納を理由に資格確認書を長期間交付しないのは望ましくなく早期に郵送等で交付することが望ましいとの通知が出されており、市としてもその通知に従って対応するとの答弁がありましたが、その答弁を受けて資格確認書が未交付となっていた人に対して、その後、郵送等による交付を行ったのか。また、令和 7 年度末の時点でこの資格確認書を交付できていない人はいなかったのか、お聞かせください。

答（市民部） 資格確認書につきましては、滞納されてる方はやはり滞納の交渉とかありますの

で、納めていただくように御案内するというようなこともありますので、基本的には取りに来ていただくという運用を今はしております。この前、見たところによると、まだ少し送れてないといえますか、こちらは送ったんですけれども受け取られなかったような方、滞納の方は基本的には取りに来ていただくという運用ですので、日々、滞納の交渉が終わってる方については郵送するんですけれども、接触が全然取れてない方については取りに来ていただいてという運用の中で、少し残っているものもあるというふうに認識しております。

問（13） 同じく、令和7年度の決算をどのように総括しているのか。また、現状や課題を踏まえて今後どのように対応していくのか、教えていただきたいのと、あわせて、355 ページの保険料の状況として、収納率記載されてるんですけど、滞納者、こちらは記載がないんですよね。これ統一してほしいなと思うんですけど、そこで、令和7年度末の滞納者数と滞納額、それから、前年度末との増減についても併せて教えていただけると助かるのと、また、滞納整理はどのように実施され、滞納者に対してサービス提供に影響はあるのか。また、時効は何年になっているのか、教えてください。

答（市民部） まず、総括という点でございますが、後期高齢者医療特別会計の被保険者数は年々増加しております。これは基本的に保険料の決定とか給付につきましては愛知県の後期高齢者医療広域連合が担っておりますので、市としては保険料の徴収、資格確認書等の引き渡し、高額療養費等の申請受付、その他、広報等、窓口相談等を行っておりまして、市民への対応も含めまして、適切に事務は執行できたというふうに考えております。

今後につきましても、広域連合と連携を図りながら適切な事務を推進していきたいというふうに考えております。

答（市民窓口） 滞納者数や滞納率については、今持ち合わせておりません。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、以上で、認定第6号についての質疑を打ち切ります。

認定第7号 令和7年度高浜市水道事業会計決算認定について

委員長 収入支出一括質疑を許します。

問（14） 高浜市の水道事業は配水場の耐震化率が 100%に達し、管の耐震化も計画に進められています。また、令和 7 年度決算においても安全で安定した水道水の供給に努められたことは高く評価いたします。一方、今後は人口減少による給水収益の減少、施設や水道管の老朽化、物価や工事費の上昇などにより経営環境は厳しくなることが予想されます。

そこで、令和 7 年度決算を踏まえ、現在の水道事業の経営状況をどのように評価しているのか。また、今後も安全で安定した水道水を供給していくため、どのような経営努力を行っているのか、お聞かせください。

答（上下水道） 令和 7 年度の高浜市水道事業の決算状況といたしまして、水道料金収入の基礎となる有収水量は、前年度と比較して 5,531 立方メートル減少しましたが、有収率 97.5%を確保できたことにより、給水収益は前年と比較して約 225 万円増加いたしております。

しかしながら、営業費用は近年の物価高騰に加え、県営水道の料金の引上げ、管路の更新に伴う減価償却費などが増加したことによりまして、前年度と比較して約 1,480 万円の増額となっておりますが、最終的には約 8,970 万円の当期純利益を計上することができました。

次に、今後も安全で安定した水道水を供給していくために経営努力を行っているかっていうところの御質問でございますが、本市は県営水道 100%の受水団体であります。県営水道の受水単価が今年の 4 月から 1 立方メートル当たり 4 円値上げにより、費用の増加は避けられない状況でございます。経営の安定に対しても、引き続き、動力費等の経費削減に努めてまいりたいと考えております。

問（14） 将来的には水道料金の見直しが必要になる可能性もあると考えますが、料金改定を検討する場合には、市民に十分な説明を行い、急激な負担増とならないよう配慮することが重要です。

今後、どのような状況になった場合に水道料金の見直しを検討するのか。また、料金改定の前に経費削減や国県の補助制度の活用など、どのような経営努力を進めていく考えなのか、お聞かせください。

答（都市政策部） 今後の水道事業の経営のことについての御質問ということでございます。その中の水道料金の見直しという部分についてお答えさせていただきます。

水道料金につきましては、令和 6 年 9 月に水道事業経営戦略というものを策定しておりましてその中では県営水道の料金の値上げであったり、老朽施設の更新ですとか、そういったあと管路

の耐震対策ですかね、そういったものを推進していくというところで事業の費用というものの増大が見込まれるという一方で、また給水収益というものを見てみますと、そういうところは人口も含め、節水型機器の普及ですとかそういった形で水事業というものが減少していつているという傾向にあります。そういうことでいきますと、当然ながら水道料金の収入も減収というのが見込まれていくというところになりますので、今後も今の水道料金体系を維持していくというところで行きますと、今のその経営戦略の中では令和 10 年度には給水タンク原価が供給単価を上回るといった形のもので試算として出てくると、いわゆる収支が赤字になるという見込みがされるというものです。

そういった意味で行きますと、水道事業というものを今後の経営も安定させながら維持していくというところで行きますと、現行の料金の見直しというのを検討しなければならないということになってまいるかと思えます。そういった意味で、今年度、審議会のほうを立ち上げる中で、水道料金を見直してというものを検討のほう、今まさに進めているというところがございますので、今後、高浜市としては、安全にまた安定して水道を供給できるようにという観点で、そのためには経営の安定というのが大事になりますので、その観点で水道料金の改定というところも見据えてやっていきたいというふうに考えております。

また、それに当たっては、もちろん財源の確保というところでありますと、先ほどあった国県の補助金とかいうところも活用ができないかということも含めて検討を進めてまいりたいと考えております。

問（12） 1 点伺います。

水道事業決算書の 14 ページ、水道事業剰余金処分計算書につきまして、令和 6 年度までは当年度未処分利益剰余金を減債積立金、建設改良積立金への積立てや資本金への組入れとして処分していましたが、令和 7 年度は当年度未処分利益剰余金 1 億 7,771 万 1,076 円について議会の議決による処分額ゼロ円とし、全額を繰越利益剰余金としています。

令和 7 年度はこの未処分利益剰余金を処分せず、全額を繰越することとした考え方についてお聞かせください。

答（上下水道） 未処分利益剰余金を処分しなかった理由といたしましては、給水人口、給水収益の増加が今後見込めないこと、あと、物価高騰などによる経費の増加に加え、4 月からの県営水道の料金値上げなど、本市の水道事業を取り巻く環境の変化に対応するため、適切な時期に未処分利益剰余金が使えるようにするため、処分しないこととしております。

問（13） 配水管の布設工事っていうのをずっと進められてきてるんですけど、これについて入札の一覧を私は取り寄せたんですけど、こちらを見ると非常にこれ上下水道の入札率が高いんですよ。下水は今違うので上水でいくと、多分配水管の布設工事、一番高いのが7の4工区って言うんですかね。6月25日に入札日があったもので99.47。ほとんど100%に近いものなんですよ。その後についても99.18が2件あって、99.17、99.02、99、それから98.95、98.84、98.82と非常に落札率が高いんですけど、これについての認識と、どのような見解をお持ちなのか、まずお聞きしたいのと、それから、先ほど今年から県水が4円値上げされたってことなんですけど、この値上げっていうのは、いつ知ったものなんでしょう。

答（上下水道） まず初めの入札についての落札でございますが、こちらは一般競争入札となっております。予定価格を事前公表としておりますので、その辺が落札率が高いものだと考えております。

あと、県水の値上げでございますけども、こちらは昨年、県からのほうから実際値上げするというので、そういう話がありましたものですから、令和8年の当初予算には4円値上げということで予算を組んでおります。

問（13） 先ほど、部長のほうから令和6年の経営戦略、こちらによって赤字の話が出てるんですけど、この令和6年の経営戦略でいくと、収益的収支のほうが令和11年に純利益がゼロで、12年は完全なる赤字、マイナスになっていて、それから、資本的収支についても資金残高マイナスラインがこれ令和11年になってるんですよ。近隣自治体を見ると、既にもう料金値上げだったり、料金値上げって決まってると思うと、もうこの純利益ラインっていうのがまずこの令和7年度の決算で変わったのかどうかについて、まずお聞かせいただきたいんですけど。

答（都市政策部） 変わってはないという認識でございます。

問（13） 変わってはないっていう認識であれば、令和11年にはいわゆる純利益ラインゼロをその後下回るっていうことになる、急激な値上げっていうのはすごく非常に市民にとって負担が大きいものですから、それを考えると、やはり近隣市が既に値上げしてたり、値上げがもう決まってるっていうことを考えると、今回のこの、今、審議会、始まっているんですけど、結局、最終的にはこれ値上げが始まるのが令和10年ぐらいになっちゃうかなと思うんですよ。今、8年度に上水道されてるんですけど。そうなってくると、またまたそこがどんな金額がどれぐらい上がるのかなっていう不安があって、令和7年度にやっぱりこの審議会、遅くとも令和6年に設計戦略があったもんだから、7年度にやっぱり審議会を私立ち上げるべきだったかなと思うんです。

けど、そのあたり立ち上がりずにやってきたっていうところについて、ちょっと御答弁…

委員長 倉田委員に申し上げます。また、たればの話なので、質疑の仕方変えてください。

問（13） 令和6年度の経営戦略の改定時にどのような認識であって、令和7年度の動きについてお答えください。

答（都市政策部） 先ほどありました経営戦略のところで行くと、その収益の分岐点というところがその時点でまいますので、その前までには改定をしとくっていう観点からいきますと、今しっかり動いて、今後の、当然、今検討中なので、変える必要があるという形であれば、そこを変えていって、令和10年度からはその部分が解消できるように努めていくと、そういう考え方だと思っております。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、以上で、認定第7号についての質疑を打ち切ります。

認定第8号 令和7年度高浜市下水道事業会計決算認定について

委員長 収入支出一括質疑を許します。

問（8） 下水道会計経営の決算書22ページ、大清水第一排水区の公共下水道工事について伺います。

雨水排水ポンプの施設整備工事の進捗状況についてお聞かせください。

答（上下水道） 大清水第一排水区の進捗状況でございますが、昨年10月にポンプを設置するためのゲートポンプの躯体工が完了しまして、ポンプ及び制御盤の製作を進めてございました。

そして、先月にポンプ及び制御盤製作が完了し、今月よりポンプの設置工事を行っております。

ポンプ設置完了後は、12月までには制御盤の設置も終え、年内に試運転ができるように進めております。なお、試運転後には場内のフェンスだとか舗装などの上部整備を行い、年度内に全ての工事が完了する見込みとなっております。

問（12） 1点、下水道事業決算書24ページの下水道への接続につきまして、令和7年度の下水道水洗化率78.2%となっております。これまでの答弁でも接続率100%を目指して未接続世帯に

対して隣戸訪問行い、接続をお願いしているとのことでしたが、令和7年度にこの未接続世帯への隣戸訪問を何件行い、そのうち実際に下水道の接続につながった世帯というのは何件あったのか。また、接続に至らなかった世帯から、その接続が難しい理由として多く聞かれた内容についてもお聞かせください。

答（上下水道） 下水道接続につきましては、まず令和7年度の実績として訪問件数が1,184件、うちポスティングした件数が562件であります。そのうち、実際に面談ができた件数としましては388件で、そのうち63件のお宅が下水道のほうに切り替えていただいております。あと、実際訪問した際に、こういった事情があつてってということで下水の切り替えっていう話ですけども、こちらにつきましては、いろいろ各家庭の経済的な事情もありますので、やっぱりどうしてもすぐには切り替えは難しいという声もありまして、なかなか下水道に接続されてないっていうのが現状でございます。

問（13） 令和7年度の決算を踏まえて、総括と課題についてお聞かせください。

答（都市政策部） 下水道については今普及を進めているという段階で、令和7年度決算でいきますと、普及率が74%。実際はちょっと繰越しをしているので、その繰越分が令和8年度に入りますけども、そこが既に令和8年7月31日には供用開始されておりますので、そこまで入ると70大体約8%ほどになっているということで、実際下水道については今まさに整備を進めている段階というところになってまいりますので、ようやく8割近くまで整備がされてきたというところで、それに対して、先ほどあつた接続率が約80%近くというところで、下水道を経営的に進めていくという観点でいきますと、もちろんそこをつなげていかなきゃいけないというところはありますので、さっきあつたような各個別訪問したりですとかそういうことをさらに進めてって下水道に接続していただいて、下水道に接続していただけると周りの側溝とか含めて雨水のみが流れるというような、そういう環境になってまいりまして、もともと下水道は環境衛生そういったものに寄与するということで進めておりますので、その機能を最大限発揮するような働きかけを今後も進めてまいりたいと考えております。

問（13） 今、企業債と都市計画税を大半にこれ運営されている点については、どのように、部長、これ考えているのか、教えてください。

答（都市政策部） 下水道の整備というところでいきますと、これは都市計画事業を進めていく中でその上で下水道の整備というのは、先ほど申しました衛生環境を整えるという意味では必要な事業と考えておりますので、それに必要な財源というものを都市計画税であつたり、また起債

であったり、その他財源を活用しながら、できるだけ速やかに進めていくということが我々自治体、高浜市にとってその環境衛生を進めていく上で必要なことだと考えております。

問（13） 本当に企業債、これびっくりするような金額で、それについてはどのような評価をされているのか教えていただきたいのと、あともう一つ、この間私がずっと都市計画税の話をしていただいていた、都市計画の充当に関して減価償却費に充ててるんですけど、これについては何を根拠に今充てれるのかなってところが不思議なんですけど、そのあたりを教えていただきたいと思います。

答（上下水道） まず、都市計画税の減価償却費の話でございますが、こちらは実際、下水道事業というのは都市計画法で言いますと、都市施設として定義されておりますので、減価償却費に充当している都市計画税につきましては、下水道施設の建設改良費などの資本的支出の補填財源として活用させていただいている状況でございます。

答（都市政策部） 下水道について、これだけ起債を借りて進めているというところに対してでございますけれども、今は下水道はまさに埋設している最中なので、そういったところでいくと、ある程度、起債を借りて進めていくという部分については必要な財源を確保しないとこの事業も進んでいけないので、その点については必要な財源として使っているという認識でございますし、それが整備されて一般的に完了しますと、今の水道と同じような形で今後更新していくという流れになっておりますので、今はその整備する段階というところで必要な財源というところである程度の費用がかかるものは致し方ないと考えておりますし、また、下水道を選択したというのは以前でもお答えしておりますけれども、令和3年度に公共下水道合併浄化槽の経済比較もした上で下水道のほうが妥当だということで進めてきたものであります。

問（13） 今、補填って言われたんですけど、補填ではなくて、今の答弁でいくと減価償却費が都市計画税を充当できるっていうものが何か文献とか何か法令とか何かそういうものでは明記されていないってことでよろしかったでしょうか。ちょっと私もこれまだ見つけられてないんですけど、そういう考えでよろしかったでしょうか。

答（上下水道 副主幹） 都市計画税というのは、もともと地方税法で定められて、都市計画法に基づいた都市計画施設に充当される税金という認識でございます。都市計画法においても、下水道は都市施設の一部ということで位置づけられております。

減価償却費に充当している都市計画税も基本的には資本的支出として補填財源として活用させていただいてるものですから、特に問題ないと認識しております。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、以上で、認定第 8 号についての質疑を打ち切ります
ここで認定第 2 号から第 8 号までについて、質疑漏れがありましたら許可いたします。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、以上で、認定第 2 号から第 8 号までについての質疑を打ち切ります。

以上をもちまして、認定第 2 号から第 8 号までについての質疑を終結いたします。

《採 決》

認定第 1 号 令和 7 年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について

挙手多数により原案認定

認定第 2 号 令和 7 年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

挙手多数により原案認定

認定第 3 号 令和 7 年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について

挙手多数により原案認定

認定第 4 号 令和 7 年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について

挙手全員により原案認定 (本委員会第 4 日会議録参照)

認定第 5 号 令和 7 年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

挙手多数により原案認定

認定第 6 号 令和 7 年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

挙手多数により原案認定

認定第 7 号 令和 7 年度高浜市水道事業会計決算認定について

挙手多数により原案認定

認定第 8 号 令和 7 年度高浜市下水道事業会計決算認定について

挙手多数により原案認定

委員長 以上で、決算特別委員会に付託されました案件の審査を全部終了いたしました。

お諮りいたします。

審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長 以上で、決算特別委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

閉会 午後 4 時 40 分